

# 第6次みさと男女共同参画プラン（案）

令和7年12月



# 目 次

<b>第1章 計画策定の背景</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画策定の背景 .....	3
<b>第2章 三郷市の男女共同参画を 取り巻く現状と課題</b> .....	7
1 人口、世帯等の状況 .....	7
2 市民意識調査の状況 .....	15
3 第5次プラン計画期間中の取組状況 .....	22
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	25
1 基本理念 .....	25
2 計画の基本目標 .....	27
3 基本目標に係る指標 .....	28
4 計画の体系 .....	30
<b>第4章 施策の展開</b> .....	33
基本目標 1 男女がともに認め合い、参画できるまち .....	33
施策の方向 1 男女共同参画の意識づくり .....	33
施策の方向 2 市の政策・方針決定過程への多様な意見の反映 .....	36
基本目標 2 誰もがいきいきと活躍できるまち .....	39
施策の方向 1 誰もが働きやすい環境づくり .....	39
施策の方向 2 誰もが仕事と生活を両立できる環境づくり .....	42
施策の方向 3 ライフステージに応じた心身の健康づくり .....	47
基本目標 3 誰もが支え合い、安心して暮らせるまち .....	49
施策の方向 1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の支援 .....	49
施策の方向 2 困難な問題を抱える人に対する支援 .....	52
施策の方向 3 活力ある地域社会づくり .....	56
施策の方向 4 男女共同参画の視点に配慮した防災対策 .....	58
<b>第5章 計画の推進と進行管理</b> .....	59
1 計画の推進体制の充実 .....	59
2 計画の進行管理と評価 .....	61



# 第1章

計画策定の背景



# 1 計画策定の趣旨

本市では、平成4年度に女性行政の指針となる「三郷市女性行動計画」、平成13年度には「みさと男女共同参画プラン」を策定し、平成19年度に「三郷市男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。「みさと男女共同参画プラン」としては、4期（平成13年度～令和7年度）にわたり、男女が互いに理解・尊重し、個性と能力を發揮し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な事業を実施してきました。

「第5次みさと男女共同参画プラン」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行や能登半島地震を始めとする自然災害も発生するなど、市民生活へ影響する様々な事象が発生しました。

この間、働き方・暮らし方の変化や配偶者・パートナー間の暴力（DV）などジェンダーに関するあらゆる暴力、大規模災害に対する男女共同参画の視点からの防災・復興など、男女共同参画をめぐる社会的課題は複雑化、多様化してきました。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症下において、テレワークや情報技術を活用した柔軟な働き方が普及し、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に寄与する一方、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児・介護等の役割が過度に女性に集中する等の課題が見受けられました。

本市では総人口が微増・微減を繰り返している状況ですが、出生数の減少や少子高齢化に伴う労働力人口の減少等により、地域の教育・文化行事やコミュニティの維持の担い手不足など、生活全般への影響が懸念されており、持続可能な社会を目指した仕組みや環境づくりが求められています。

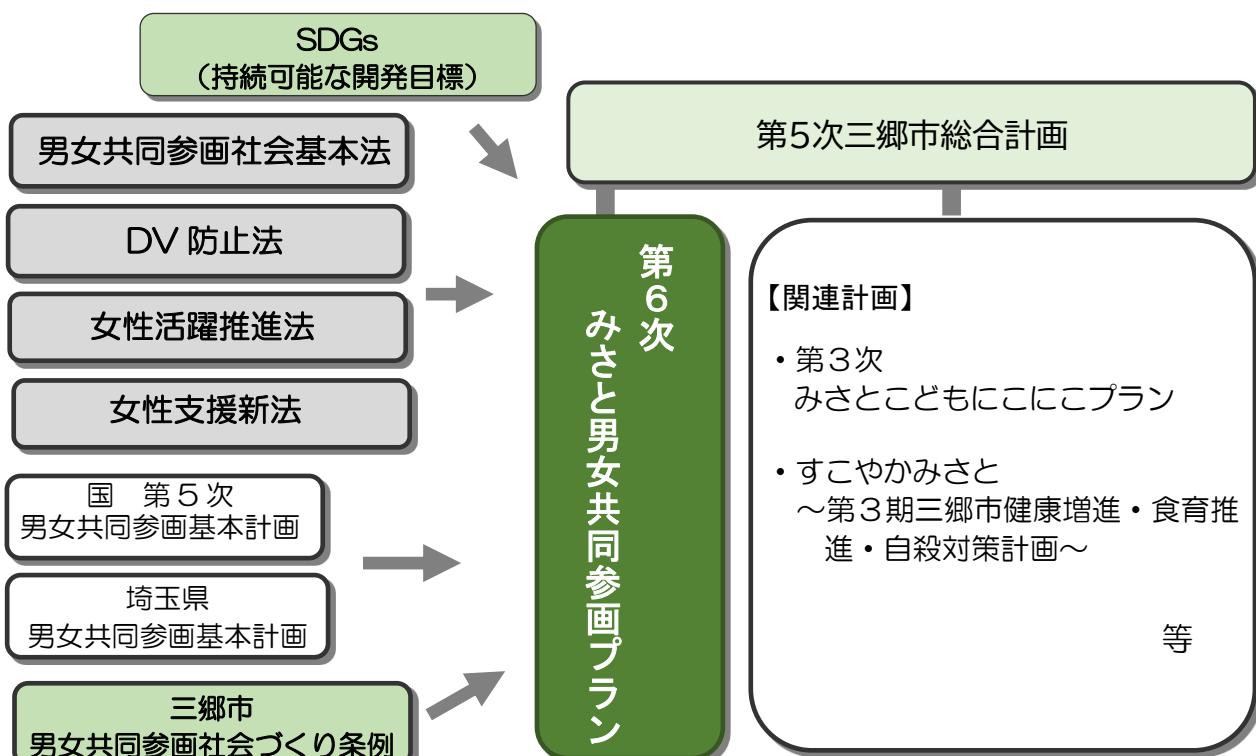
さらに、未婚・単独世帯の増加や社会構造の複雑化により、孤立や貧困等の状況に置かれやすい人々に対する社会的支援の必要性も増しています。

こうした中、持続的に発展し、魅力あるまちであり続けるためには、誰もが個性と能力を發揮することができる社会の実現が求められています。

これまでの施策の進捗や成果を踏まえ、取組の継承と発展の方向性を確認するとともに、社会情勢の変化や法改正に対応した男女共同参画施策を推進していくため、第6次みさと男女共同参画プランを策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

- 「三郷市男女共同参画社会づくり条例」第11条第1項に規定する基本計画です。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画に相当する計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」といいます。）」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画に相当します。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」といいます。）」第6条第2項に規定する市町村推進計画に相当します。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援新法」といいます。）」第8条第3項に規定する市町村基本計画に相当します。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会～」（令和2年12月25日閣議決定）、及び策定中の「第6次男女共同参画基本計画」、埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」（令和4年度～令和8年度）を踏まえて策定します。
- 「第5次三郷市総合計画」及び関連する分野別計画との整合性を図り策定します。
- 令和12年（2030年）までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、より良い社会の実現を目指し、策定します。



## 3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画策定の背景

### (1)男女共同参画を取り巻く世界の動向

#### ① 國際的な男女共同参画の取組

昭和54年（1979年）に行われた第34回国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

また、平成7年（1995年）の第4回世界女性会議（北京会議）では、国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性のエンパワーメントやリプロダクティブ・ヘルス／ライツ、女性に対する暴力の根絶等について言及されました。平成22年（2010年）には、女性問題に関する国連の4つの機関を統合した「UN Women」が創設されています。

これらの取組は、女性の自立と地位の向上、差別の撤廃に大きな進展をもたらしました。

#### ② 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組

平成27年（2015年）に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030年までに世界各国が取り組む17の目標を設定しており、そのうちの1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が位置付けられています。



### (2)男女共同参画を取り巻く国の動向

#### ① 男女共同参画社会基本法等の改正

令和7年6月、男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として「連携及び協働の促進」「人材の確保等」が追加されました。

また、地方公共団体が関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点である男女共同参画センターの機能等の体制や、男女共同参画施策を推進するための中核的な役割を果たすこと等が位置付けられました。

#### ② 女性活躍推進法の改正

令和4年度から全面施行された改正女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（常時雇用する労働者101人以上の事業所）、女性活躍に関する情報公表の内容強化（常時雇用労働者301人以上の事業所）等が図られました。

さらに、令和7年6月の同法改正では、法律の有効期限の10年間延長、女性の健康上の特性への配慮の明確化、常時雇用する労働者101人以上の事業所に対する男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表の義務付け等が定められています。

#### ③ 育児・介護休業法の改正

令和4年4月から段階的に施行された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）では、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（いわゆる男性版産休）の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業の分割取得等が定められました。

さらに、令和7年4月からは、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等が定められました。

#### ④ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

令和3年6月に改正された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、政党その他の政治団体の取組の促進（政党に対し、男女の候補者数の目標設定や候補者の選定方法の改善、候補者的人材育成、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備など）や家庭生活との両立支援のための体制整備（妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）が定められました。

#### ⑤ DV防止法の改正

令和6年4月に改正されたDV防止法では、保護命令の対象に精神的暴力を加

えること、被害者と同居する未成年のこどもに対する電話等禁止命令の創設等の保護命令制度の拡充、保護命令違反等が厳罰化されました。

## ⑥ 女性支援新法の施行

令和6年4月に施行された女性支援新法では、女性の意思が尊重されながら、困難を抱える女性が必要としている相談や支援を受けられるよう、国及び地方公共団体が関係機関・民間団体と協働すること等が定められました。

### (3)男女共同参画に関する埼玉県の動向

全国に先駆けて平成12年に「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、同条例に基づく初の基本計画として平成14年に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定されました。

令和4年3月には「男女共同参画社会の実現一人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へー」を目標とする「埼玉県男女共同参画基本計画」（計画期間：令和4年度～8年度）が策定されました。

また、同年3月には、DV防止法に基づく総合的な計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」が策定されました。

令和6年3月には、女性支援新法に基づき、「困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現」を目標とした「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」（計画期間：令和6年度～8年度）が策定されました。

### (4)男女共同参画に関する三郷市の取組

男女共同参画の視点に立ち、総合的かつ計画的に施策の推進を図るため、平成3年度に「三郷市女性行動計画（第1次）」を策定するとともに、5か年ごとに計画の改定を行いました。

この間、平成18年9月には市、市民、事業者、市民団体、教育に携わる人が協働して男女共同参画社会づくりを推進するため「三郷市男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。

また、令和4年9月には、同性の二人のパートナーシップ関係を認める「パートナーシップ宣誓制度」をスタートしています。

令和6年度には、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握すること目的として、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。



# 第2章

三郷市の男女共同参画を  
取り巻く現状と課題



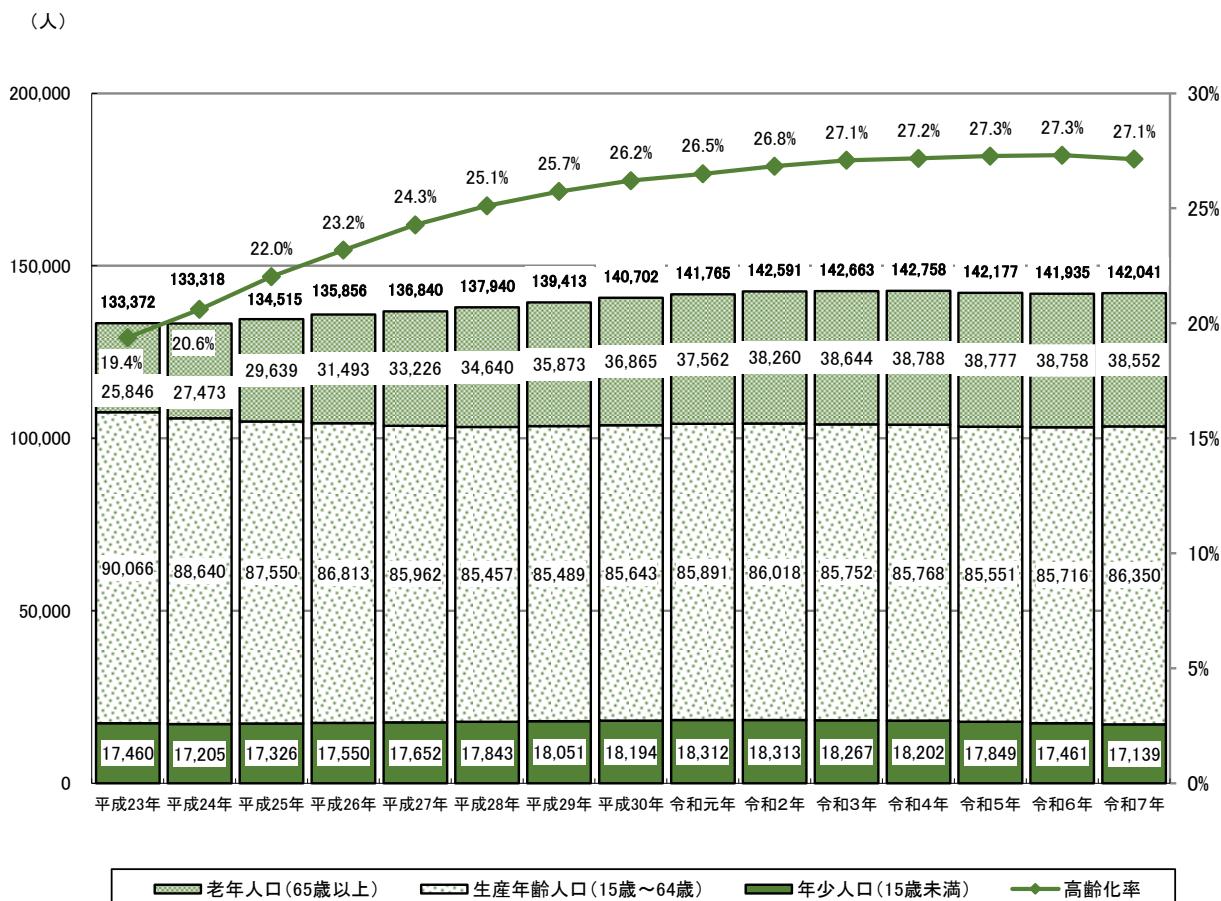
# 1 人口、世帯等の状況

## (1) 人口・世帯の状況

本市の総人口は平成23年以降、微増・微減を繰り返しています。年代三区分別では、年少人口比率及び生産年齢人口比率はやや低下傾向にあり、高齢化率は上昇傾向にあります。

令和7年4月1日時点の総人口は142,041人、高齢化率は27.1%、4人に1人以上が高齢者という状況が続いており、全国的な傾向から、さらなる高齢化の進行が想定されます。

### ■ 三郷市の人団と高齢化率の推移（各年4月1日現在の住民基本台帳人口）



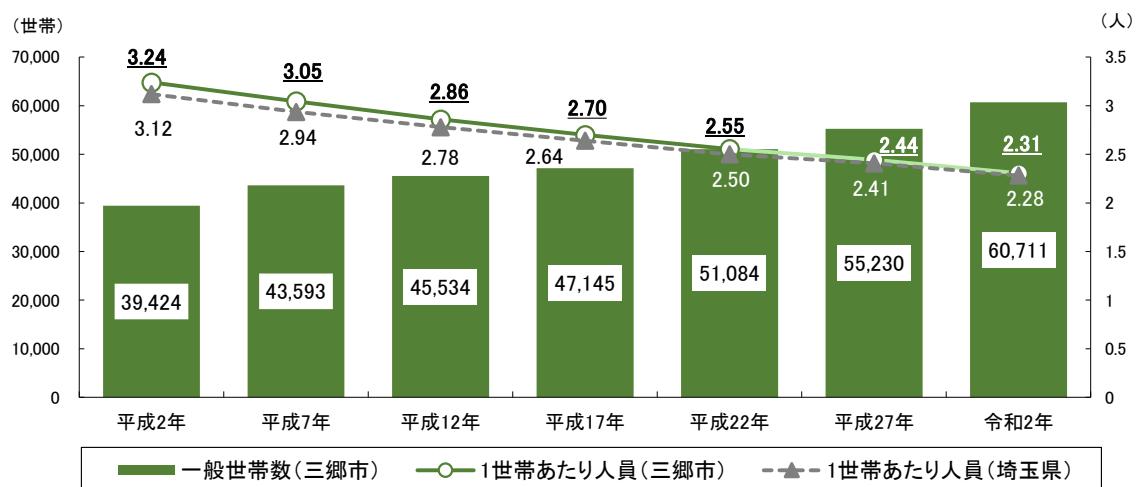
※ 平成24年以前は住民基本台帳人口+外国人登録人口

資料：三郷市住民基本台帳

## 第2章 三郷市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

一般世帯数は増加を続け、1世帯あたり人員は埼玉県平均と同様に減少しています。核家族化が進行し、埼玉県と同様の傾向を示しています。

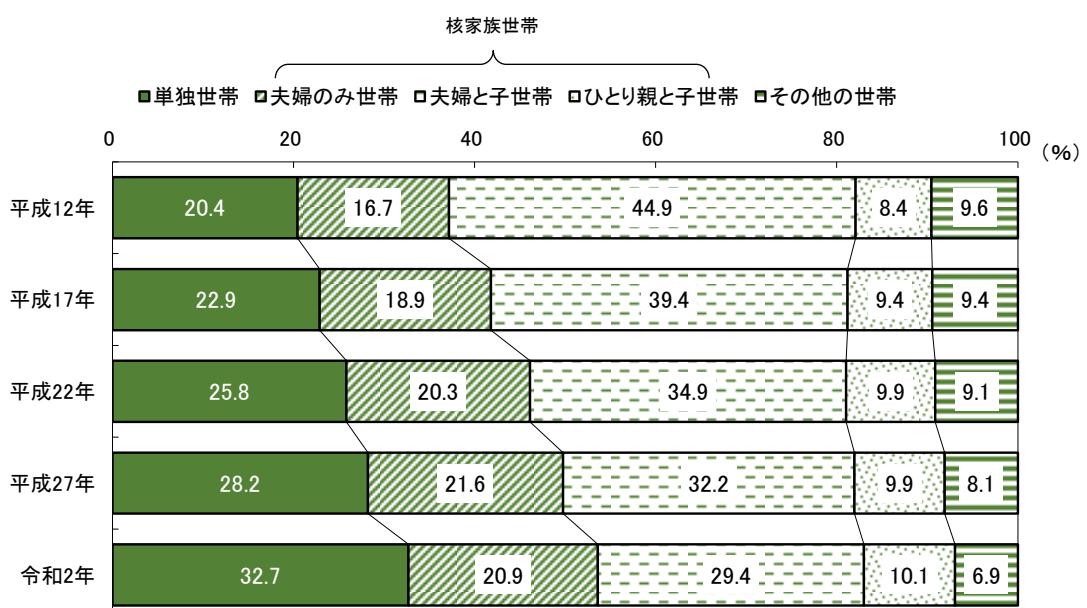
### ■ 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

世帯の家族類型比率の「夫婦と子世帯」は、平成12年の44.9%から令和2年に29.4%まで低下しています。一方、「単独世帯」「夫婦のみ世帯」「ひとり親と子世帯」の比率は上昇傾向にあります。令和2年の単独世帯は全体の32.7%であり、「夫婦と子世帯」の比率を上回りました。

### ■ 三郷市の世帯の家族類型比率の推移

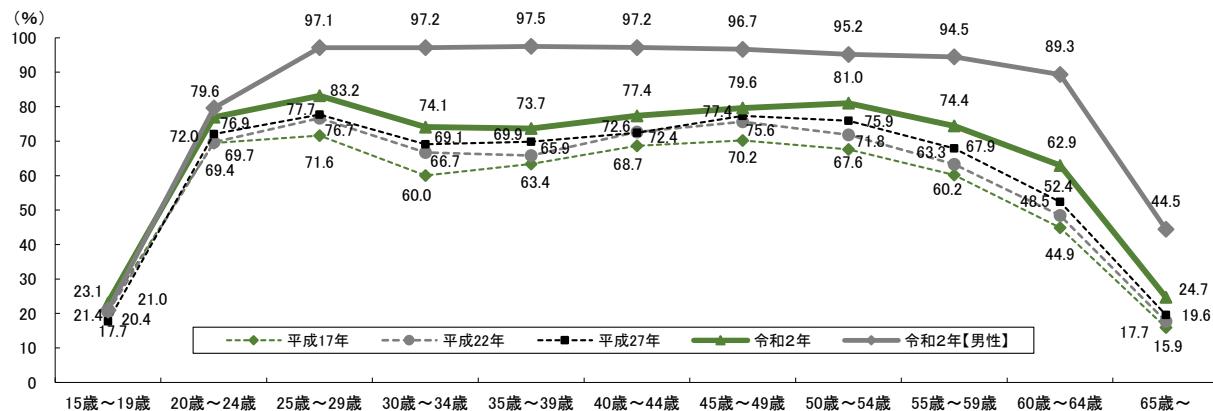


資料：国勢調査

## (2) 就労・雇用環境等の状況

女性の年齢階級別労働力率は、出産・子育て期にあたる30歳代～40歳代で割合が落ち込む「M字カーブ」と呼ばれる曲線を描いていましたが、近年はこの年代における割合が上昇し、M字の状態が緩やかになっています。しかし、25歳以上の各年代では依然として男性と女性の労働力率に差が生じています。

■ 女性の年齢階級別労働力率の推移



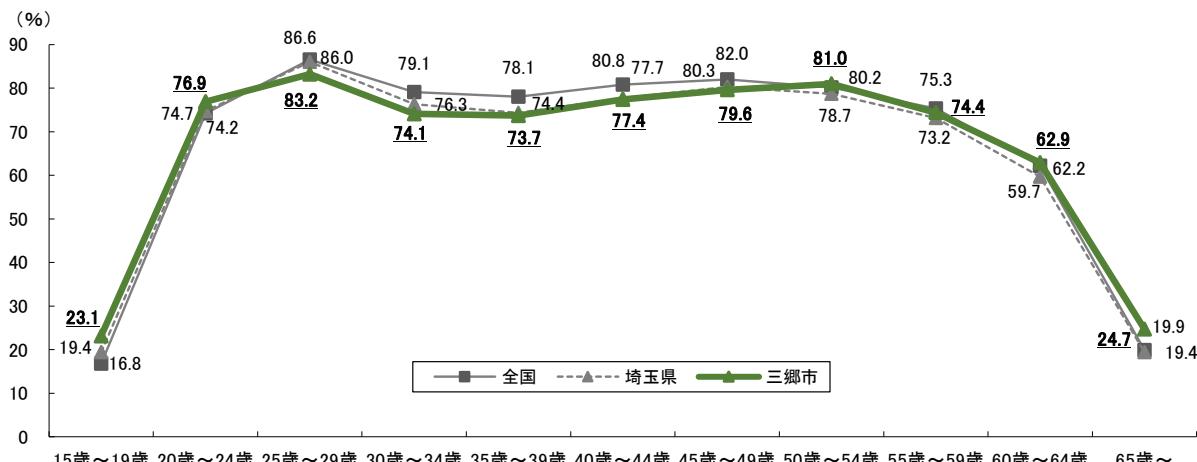
※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査

女性の年齢階級別労働力率は、全国、埼玉県、三郷市とも同様の傾向を示しています。

令和2年の三郷市の女性の年齢階級別労働力率は15歳～24歳と50歳～54歳、60歳以上で全国及び埼玉県を上回っているものの、25歳～49歳では全国及び埼玉県よりも低くなっています。

■ 全国、埼玉県、三郷市の女性の年齢階級別労働力率



※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

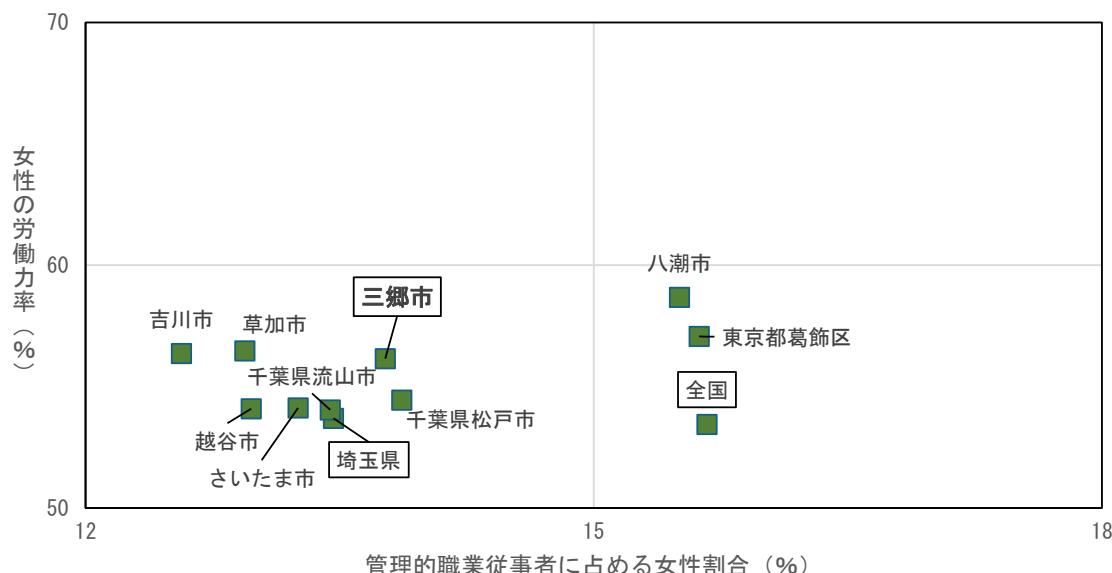
資料：国勢調査（令和2年）

## 第2章 三郷市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

15歳以上の女性の労働力率は、56.2%で全国及び埼玉県を上回っています。

また、管理的職業従事者に占める女性割合は13.8%で埼玉県を上回っているものの、全国平均を下回っています。周辺市と比較すると、女性の労働力率は吉川市及び草加市とほぼ同じ水準であり、管理的職業従事者に占める女性割合は、葛飾区・八潮市・松戸市に次いで高い傾向を示しています。

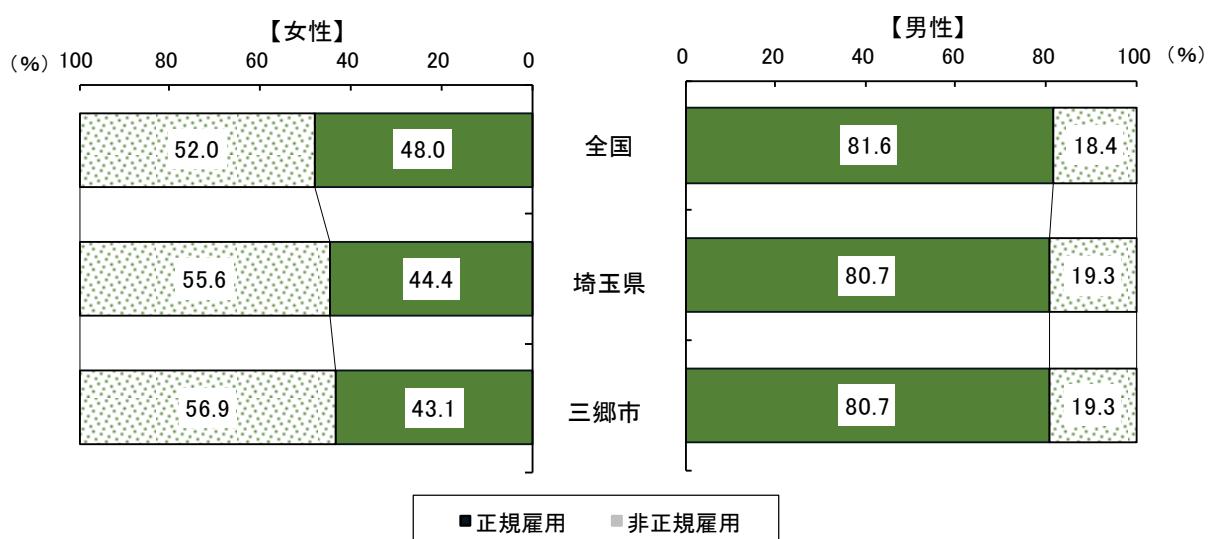
### ■ 女性の労働力率と管理職業従事者に占める女性割合



資料：国勢調査（令和2年）

就業者の雇用形態では、男性の正規雇用率は全国・埼玉県・三郷市とも8割強の一方、女性の正規雇用率は全国が5割弱、埼玉県及び三郷市では4割強となっています。

### ■ 全国、埼玉県、三郷市の就業者の男女別雇用形態

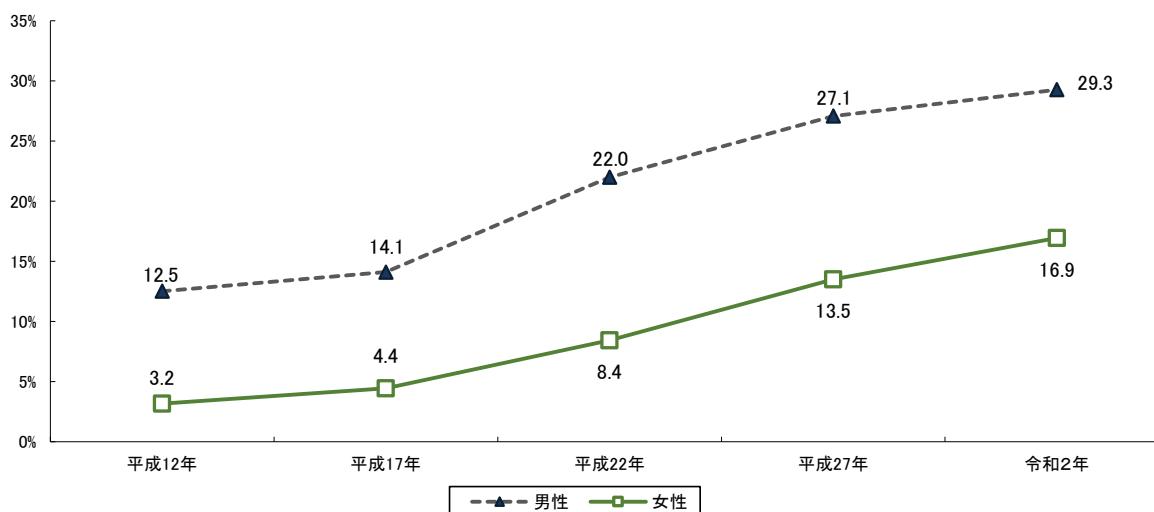


資料：国勢調査（令和2年）

### (3) 結婚・出産・子育ての状況

50歳時点での未婚者の割合を示す生涯未婚率は、男女とも平成12年以降上昇が続いているおり、令和2年には男性29.3%、女性16.9%となっています。

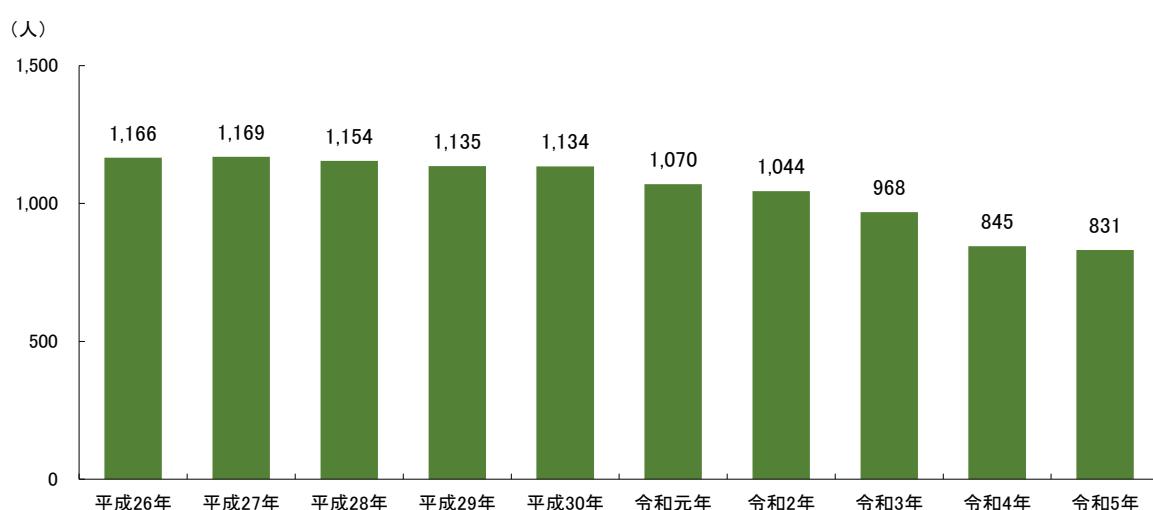
■ 生涯未婚率の推移



資料：国勢調査

出生数は、平成27年（1,169人）をピークに減少しています。特に、令和3年から令和4年にかけての減少幅が123人と大きくなっています。

■ 出生数の推移



資料：人口動態調査

第1章

第2章

第3章

第4章

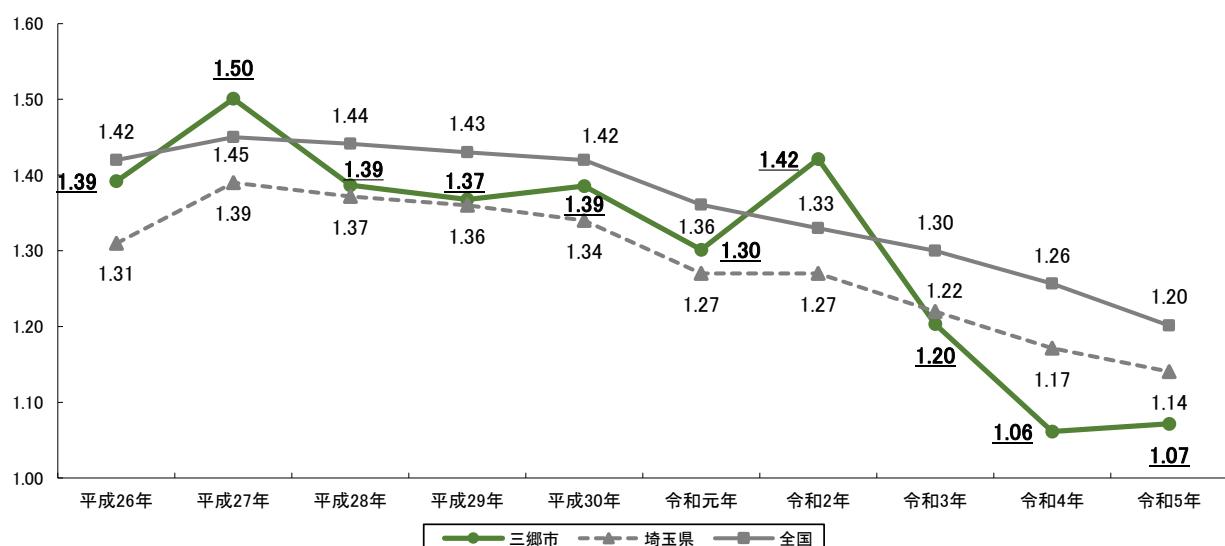
第5章

資料編

## 第2章 三郷市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

合計特殊出生率は令和2年から4年にかけて急激に低下し、令和3年以降は全国及び埼玉県平均を下回っています。令和4年から5年にかけては上昇に転じましたが、人口を維持するために必要とされる2.07を大幅に下回る状態が続いています。この背景には、生涯未婚率の上昇や新型コロナウイルス感染症の流行の影響があることが考えられます。

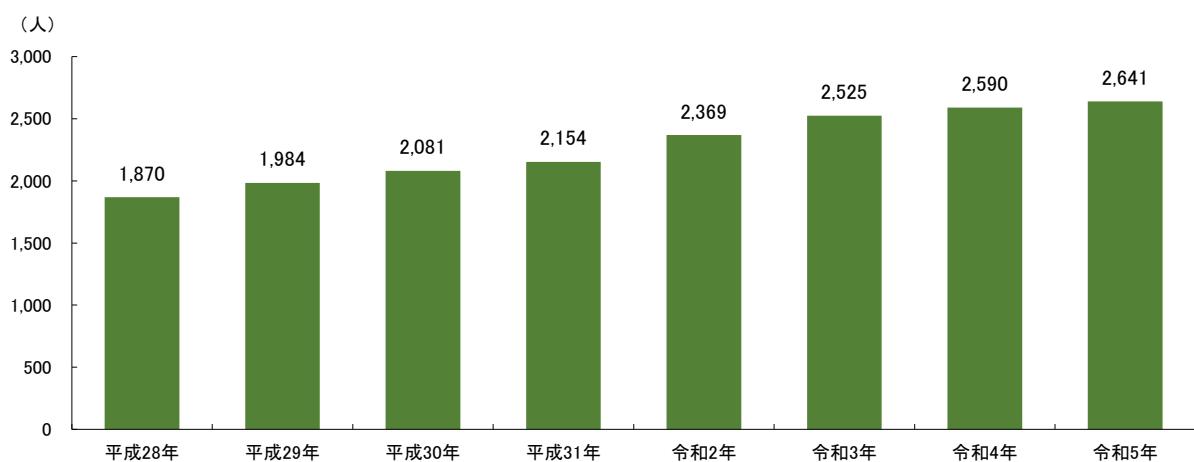
■ 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態調査

保育所園児数は増加を続けており、特に平成31年から令和2年にかけては215人の増加となっています。

■ 三郷市の保育所園児数の推移

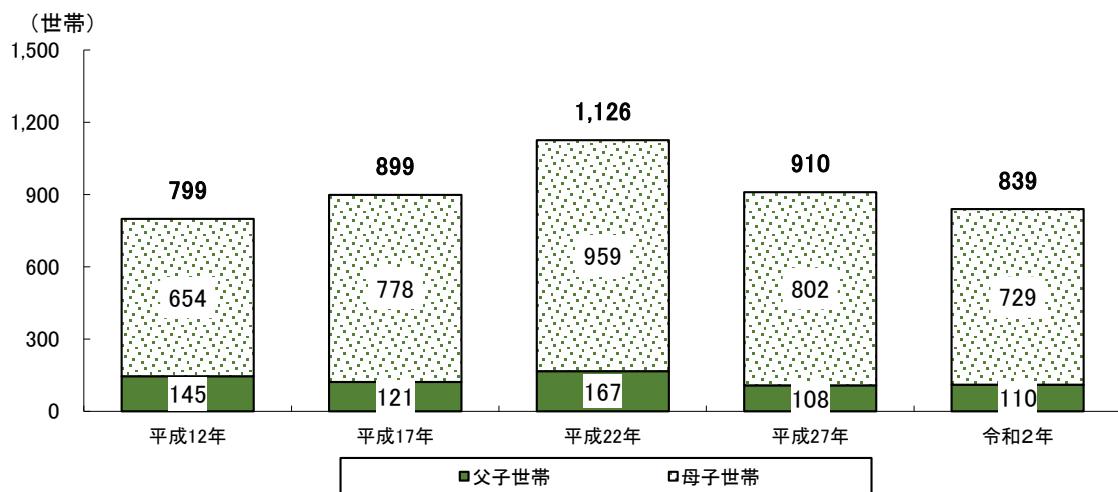


※ 各年4月1日現在。

資料：三郷市すこやか課資料

ひとり親世帯数は平成22年以降減少に転じ、令和2年には839世帯となっており、うち母子世帯が全体の8割以上を占めています。

### ■ 三郷市のひとり親世帯数の推移

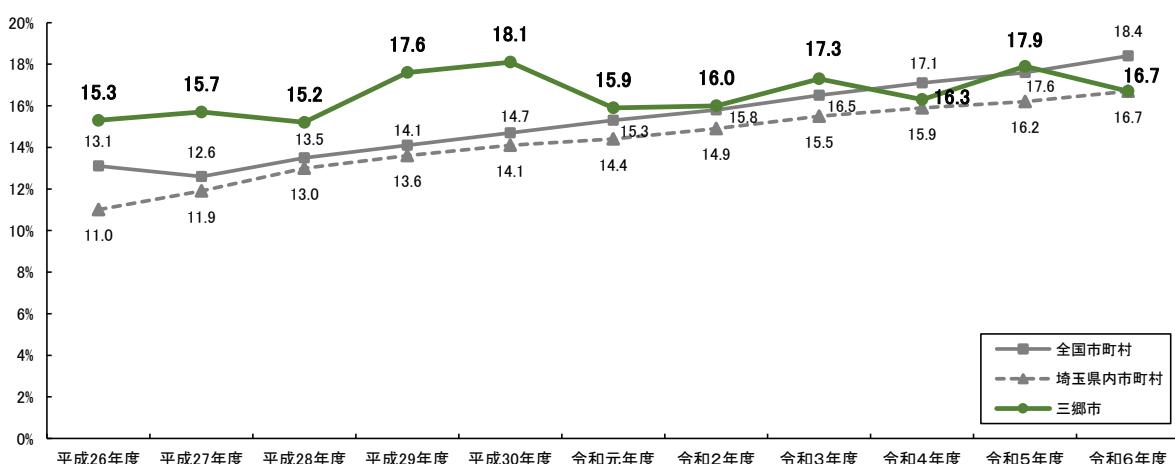


資料：国勢調査

### (4)政策・方針決定過程への女性の参画の状況

市職員の管理職（課長以上の職）に占める女性割合は、上昇傾向にあります。

### ■ 全国、埼玉県、三郷市の管理職に占める女性割合の推移



※ 各年4月1日現在。

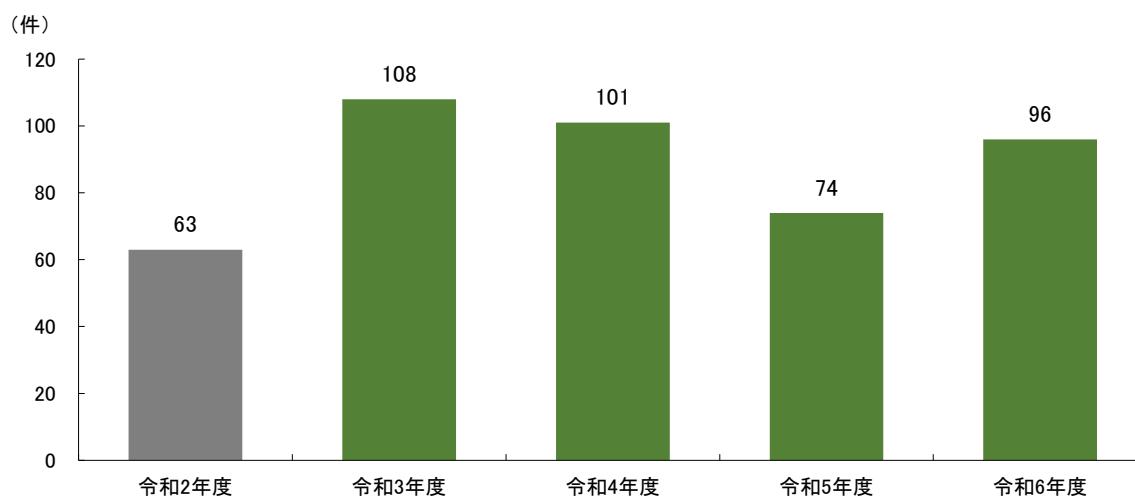
※ 課長以上の職にある職員に占める女性の割合

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

### (5)配偶者・パートナー間の暴力の状況

令和2年7月にDV被害に関するワンストップの相談窓口として、配偶者暴力相談支援センター事業を開始しました。令和3年度以降の相談件数をみると、令和5年度にかけて減少を続けていましたが、令和6年度には96件と増加に転じています。

■ 三郷市のDV相談の件数の推移



※ 令和2年度は7月以降9か月間の相談件数

資料：三郷市資料

## 2 市民意識調査の状況

### (1) 調査の概要

市政に対する市民の意識や意見を把握し、市政運営の参考とするため、令和6年9月～10月に「第18回三郷市市民意識調査」（男女共同参画のほか、三郷市全体について、住み心地や定住意識、読書のまち三郷、防災等のテーマについて調査を実施。以下、「市民意識調査」といいます。）を行いました。

また、市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、第6次プランの策定及び今後の市の男女共同参画施策に反映させることを目的に、令和6年12月に「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、「男女共同参画に関する市民意識調査」といいます。）を実施しました。

#### ■ 調査の概要

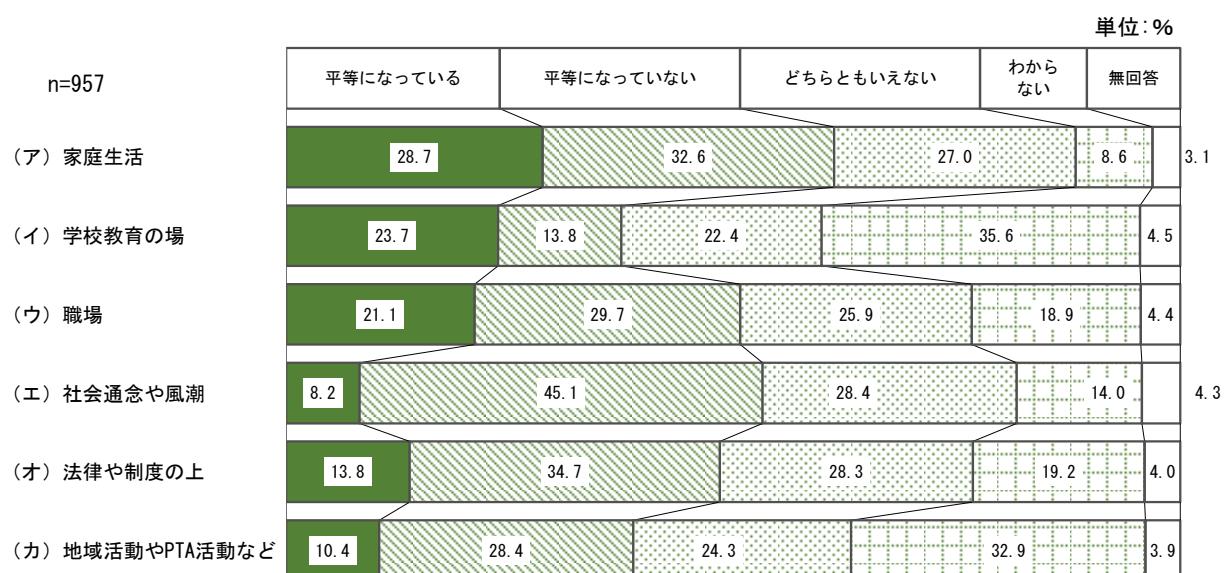
調査名	第18回三郷市市民意識調査	三郷市男女共同参画に関する市民意識調査
調査対象	市内在住の満18歳以上の男女 2,000人	市内在住の満18歳以上の男女 1,500人
対象者抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収 (回答はインターネットからも可能)	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和6年9月12日～10月3日	令和6年12月17日～令和7年1月31日
回収状況	回収957　回収率47.9%	回収402　回収率26.8%

### (2) 調査結果の概要

#### ① 男女の地位の平等感

市民意識調査では、各分野における男女の地位について、『(イ) 学校教育の場』では「平等になっている」が23.7%で「平等になっていない」(13.8%)を上回っていますが、これ以外の分野ではいずれも「平等にならない」が「平等になっている」を上回っており、特に『(エ) 社会通念や風潮』ではその差が36ポイントと大きくなっています。

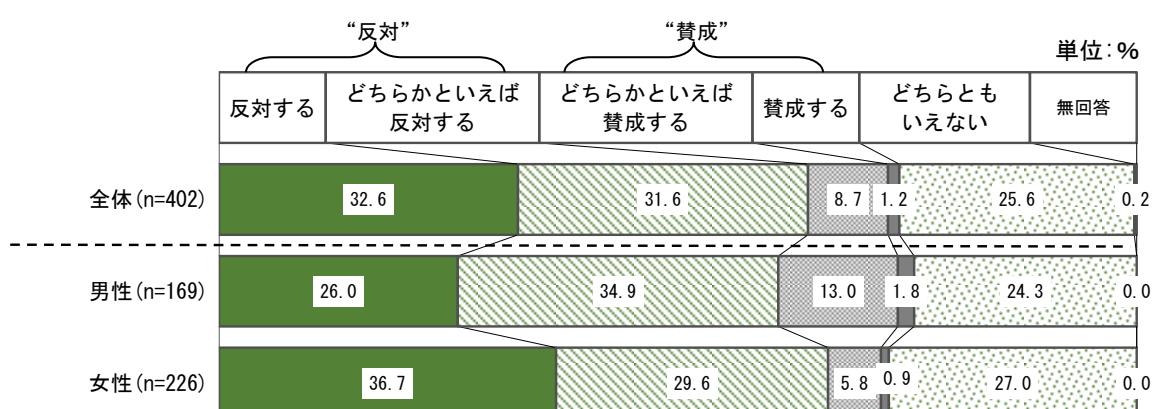
#### ■ 男女の地位の平等感



#### ② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する反対（「反対する」「どちらかといえば反対する」の合計）が64.2%、「賛成」（「どちらかといえば賛成する」「賛成する」の合計）が9.9%となっており、固定的性別役割分担意識に反対する回答が多数を占めています。

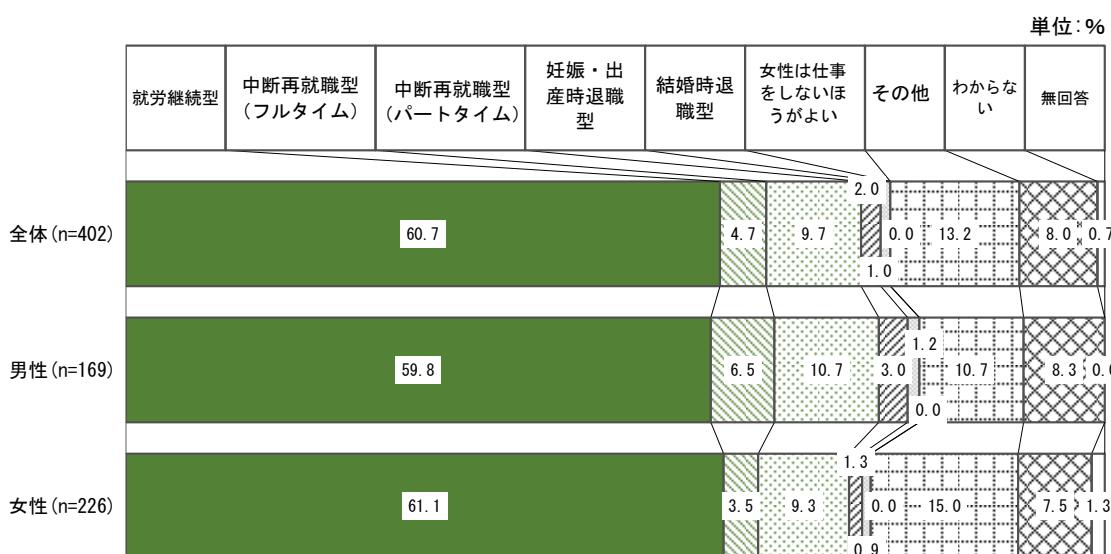
#### ■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



### ③ 女性が働くことについて

男女共同参画に関する市民意識調査では、女性の望ましい働き方として「こどもができたら産休・育休・時短勤務などを利用して、仕事をずっと続けるのがよい」が60.7%で最も多く、「子育てを機に退職し、こどもが育ったらフルタイムの仕事に就くのがよい」が4.7%、「子育てを機に退職し、こどもが育つたらパートタイムの仕事に就くのがよい」が9.7%となっています。男女別にみても同様の傾向であり、多くの市民が女性の働き方として両立支援策を利用して就労を継続することが望ましいと考えていることがわかります。

#### ■ 女性が働くことについて



※就労継続型：こどもができたら産休・育休・時短勤務などを利用して、仕事をずっと続けるのがよい

中斷再就職型（フルタイム）：子育てを機に退職し、こどもが育つたらフルタイムの仕事に就くのがよい

中斷再就職型（パートタイム）：子育てを機に退職し、こどもが育つたらパートタイムの仕事に就くのがよい

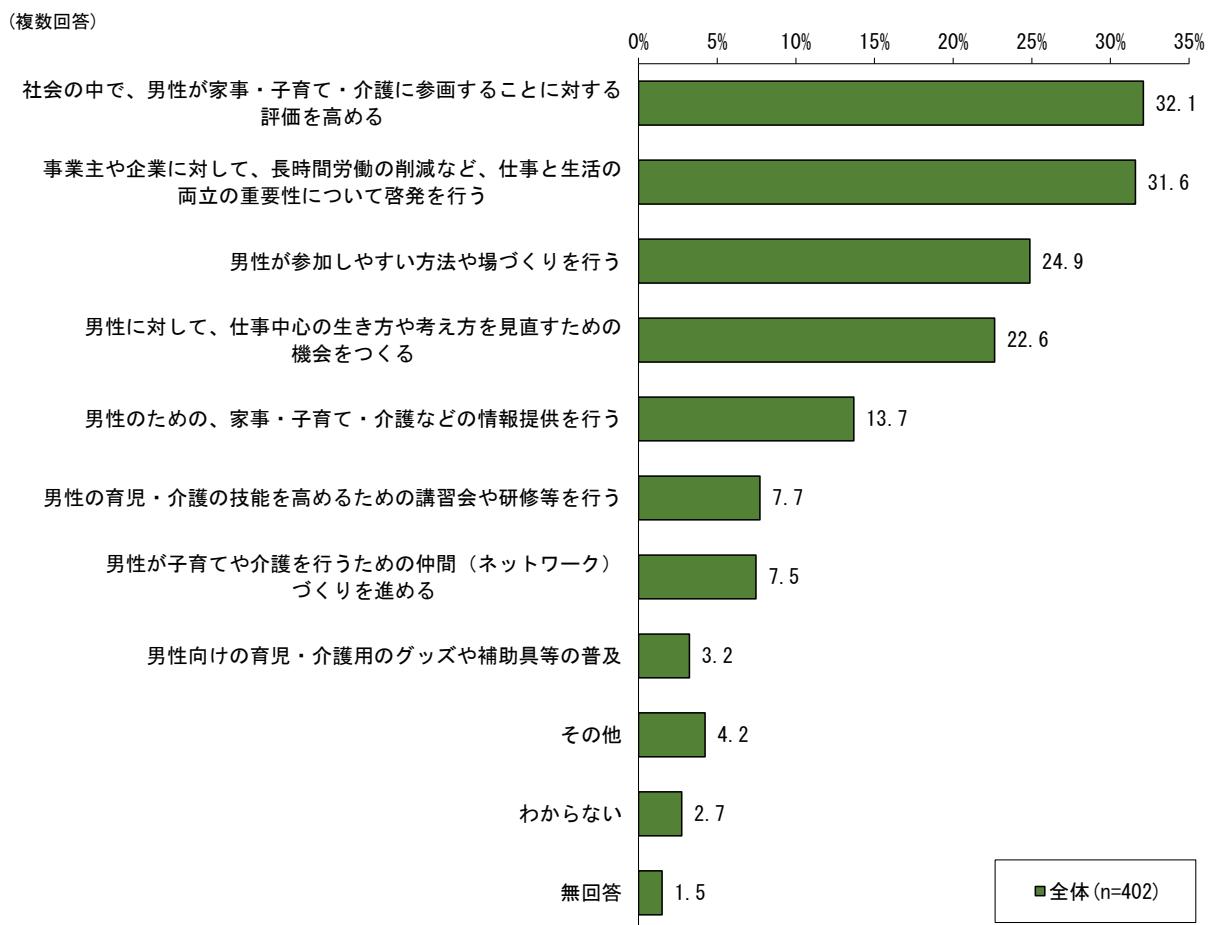
妊娠・出産時退職型：こどもができるまでは仕事をするのがよい（妊娠または出産を機に退職）

結婚時退職型：結婚するまでは仕事をするのがよい（結婚を機に退職）

### ④ 男性が家事・子育て・介護・地域活動等に積極的に参画するために必要なこと

男女共同参画に関する市民意識調査では、「社会の中で、男性が家事・子育て・介護に参画することに対する評価を高める」「事業主や企業に対して、長時間労働の削減など、仕事と生活の両立の重要性について啓発を行う」がそれぞれ3割強とともに多く、「男性が参加しやすい方法や場づくりを行う」が24.9%で続きます。

### ■ 男性が家事・子育て・介護・地域活動等に積極的に参画するために必要なこと

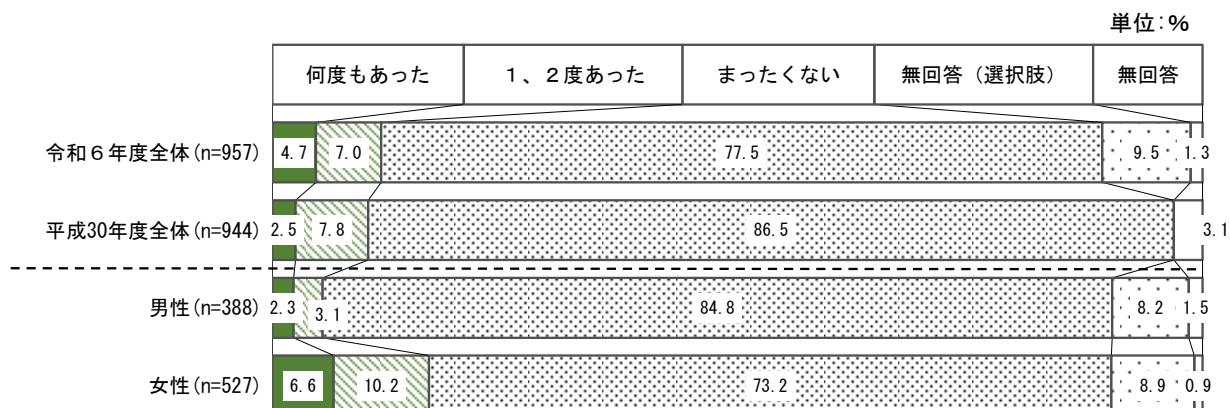


### ⑤ DVについて

市民意識調査では、パートナー（配偶者、交際相手、元配偶者など）から何らかの暴力（DV）を「何度もあった」が4.7%、「1、2度あった」が7.0%であり、回答者全体の1割強がDV被害を受けたことがあることがわかります。「まったくない」は77.5%です。

男女別にみると、女性のDV被害経験者の割合は16.8%、男性のDV被害経験者の割合は5.4%です。

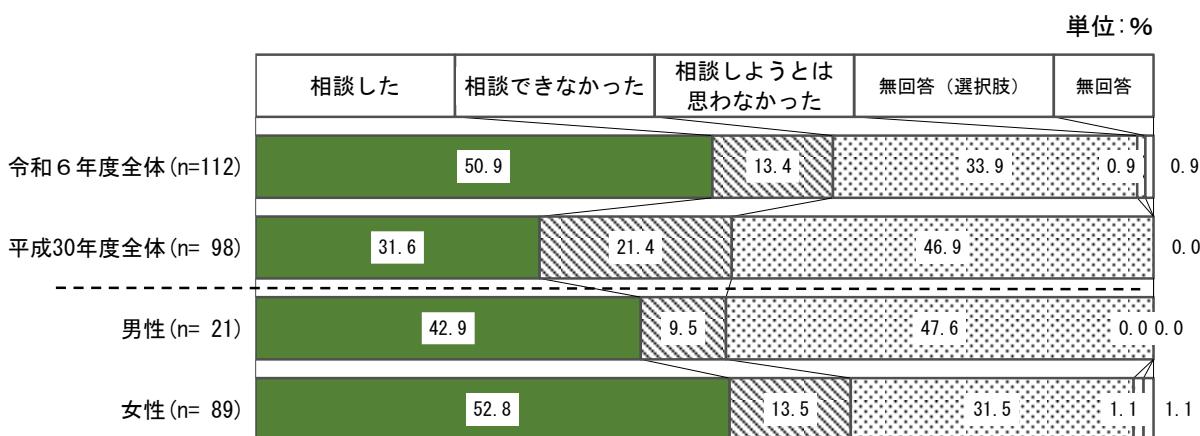
### ■ パートナーから暴力行為を受けた経験



DV被害者のうち、被害を相談したのは50.9%であり、「相談できなかった」が13.4%、「相談しようと思わなかった」が33.9%となっています。

平成30年度調査結果と比較すると、「相談した」の割合が19ポイント増加するとともに、「相談しようとは思わなかった」の割合が13ポイント減少しています。DV被害を抱え込まずに相談する、という考え方への理解が進んでいることがうかがえます。

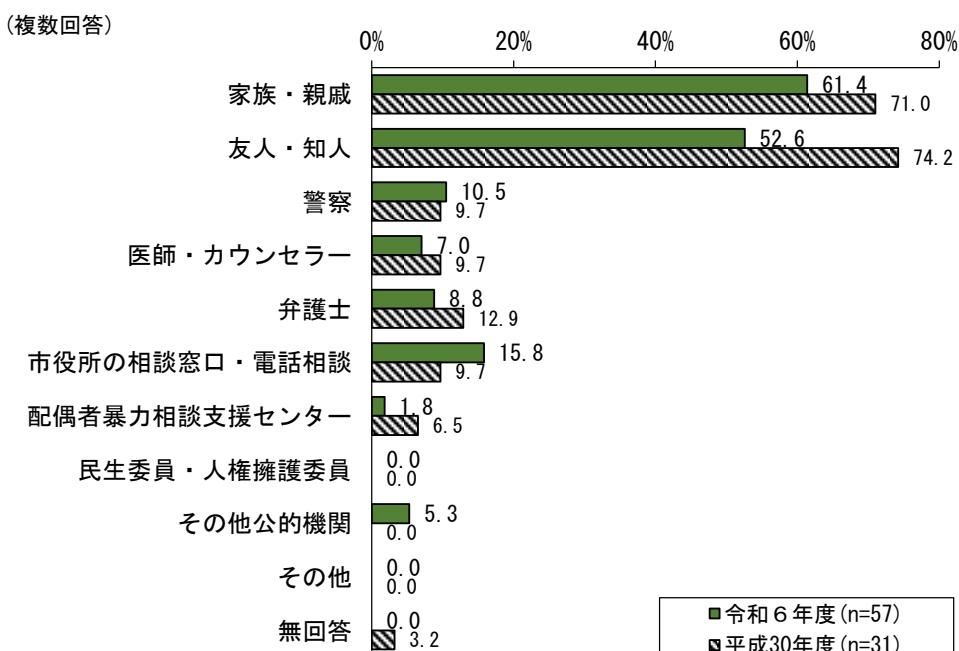
### ■ 相談の有無



DV被害の相談先は、「家族・親戚」が61.4%、「友人・知人」が52.6%と多数を占めており、公的な機関としては「市役所の相談窓口・電話相談」が15.8%となっています。

平成30年度調査結果と比較すると、「友人・知人」が21ポイント、「家族・親戚」が9ポイント減少しているのに対し、「市役所の相談窓口・電話相談」は6ポイント増加しています。

### ■ 相談相手



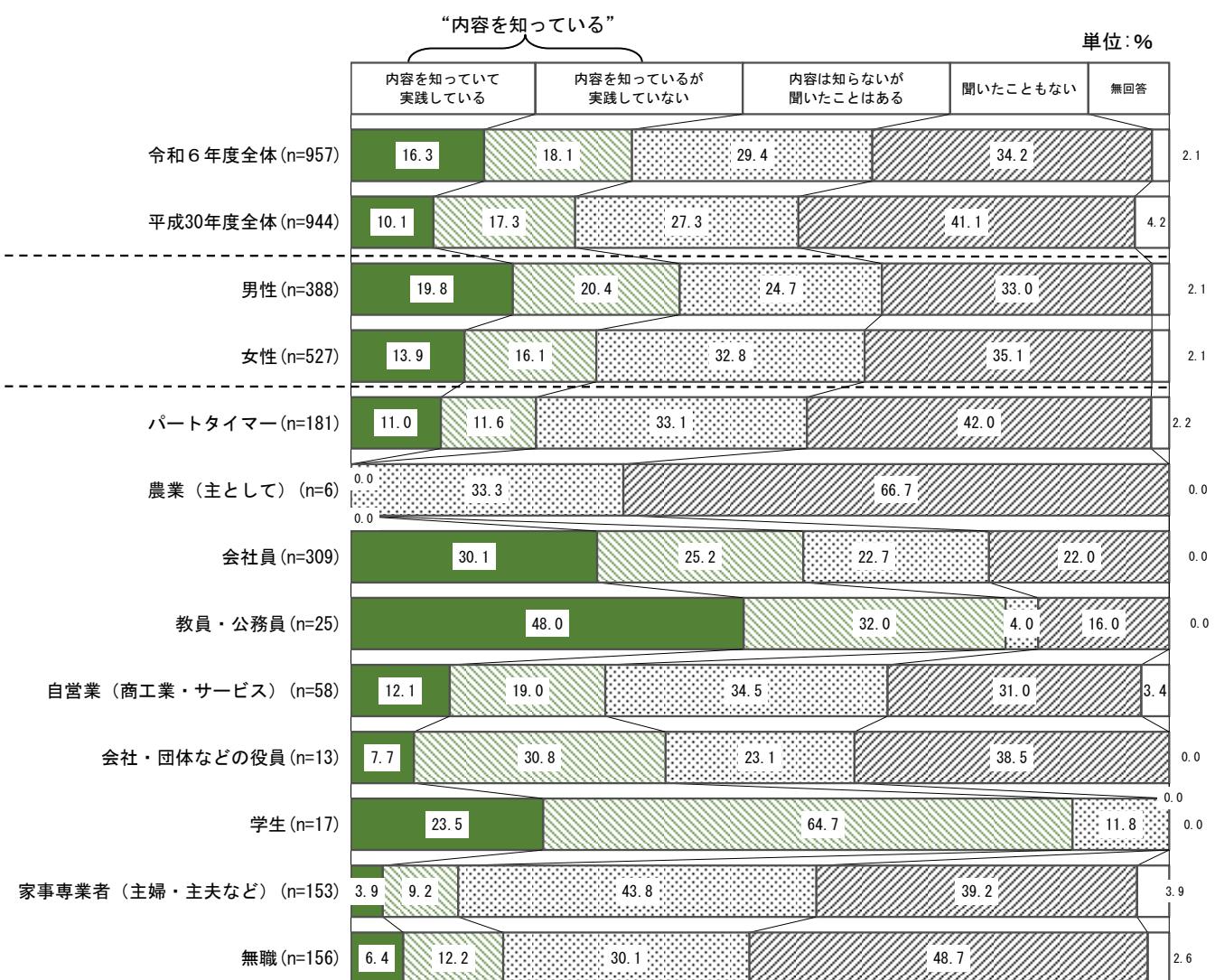
### ⑥ ワーク・ライフ・バランスの認知状況

市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉について、「内容を知っていて実践している」が16.3%、「内容を知っているが実践していない」が18.1%、「内容は知らないが聞いたことはある」が29.4%、「聞いたこともない」が34.2%となっています。“内容を知っている”（「内容を知っていて実践している」「内容を知っているが実践していない」の合計）は34.4%です。

男女別では、男性の“内容を知っている”は40.2%であり、女性を10ポイント上回っています。職業別にみると、会社員では“内容を知っている”が5割台半ばを占めるとともに、「内容を知っていて実践している」が30.1%となっています。一方、無職、パートタイマー、家事従事者（主婦・主夫など）では「聞いたこともない」が4割前後から5割弱であり、職業によって認知度に違いがあることがわかります。

平成30年度調査結果と比較すると、「内容を知っていて実践している」が6ポイント増加し、「聞いたこともない」が6ポイント減少しており、ワーク・ライフ・バランスの理解と実践が進みつつあることがわかります。

#### ■ ワーク・ライフ・バランスの認知状況

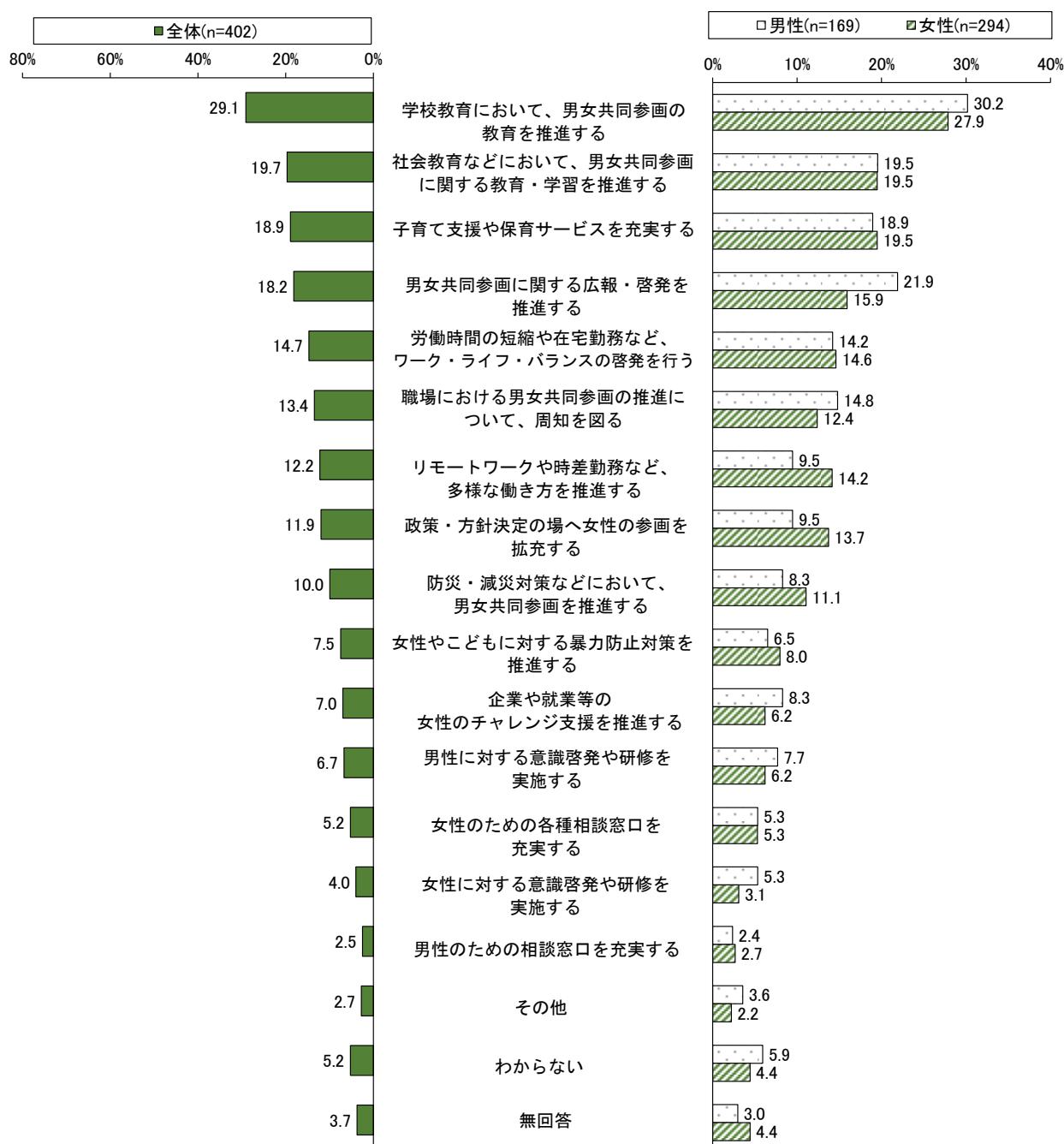


## ⑦ 男女共同参画社会実現のために力を入れるべきこと

男女共同参画に関する市民意識調査では、「学校教育において、男女共同参画の教育を推進する」が29.1%で最も多く、「社会教育などにおいて、男女共同参画に関する教育・学習を推進する」が19.7%、「子育て支援や保育サービスを充実する」が18.9%で続きます。

男女別では、男性の「男女共同参画に関する広報・啓発を推進する」は21.9%で、女性を6ポイント上回っています。年代別では、比較的若い年代が子育て・保育サービスやワーク・ライフ・バランスを、比較的高年の世代が教育や啓発を重視していることがわかります。

### ■ 男女共同参画社会実現のために力を入れるべきこと



### 3 第5次プラン計画期間中の取組状況

第5次プランでは、「男女共同参画を進めるための意識づくり」「男女が共にいきいき暮らせるまちづくり」「一人ひとりを大切にできる社会づくり」の3つの基本目標とそれに基づく8つの施策の方向に20の施策の方向を位置付けて、施策を計画的に実施しました。数値目標の達成状況は、次のとおりです。

#### (1) 基本目標1 男女共同参画を進めるための意識づくり

指標	プラン策定時	目標値	令和6年度
男女平等についての意識 (家庭生活では「平等になっている」と答えた人の割合)	32.5%	50%以上	28.7%
男女平等についての意識 (学校教育の場では「平等になっている」と答えた人の割合)	22.6%	50%以上	23.7%

2つの指標「男女平等についての意識」(家庭生活、学校教育の場では「平等になっている」と答えた人の割合)とも目標値を下回っていることから、継続的な取組が必要です。

#### (2) 基本目標2 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

指標	プラン策定時	目標値	令和7年度
市の審議会等の女性委員の比率	33.9%	37%	32.8%
市職員の係長職中の女性の(登用)比率	27.7%	35%	27.8%
男女平等についての意識※ (職場では「平等になっている」と答えた人の割合)	16.7%	30%以上	21.1%*
男女共同参画に関する言葉「ワーク・ライフ・バランス」の認知度※ (「内容を知っている」と答えた人の割合)	27.4%	50%以上	34.4%*
男性の育児休業取得率	3.7%	85% (1週間以上)	87.5%* (1週間以上)
保育所待機児童数	64人	0人	0人

\*令和6年度調査

\*令和6年度実績

6つの指標のうち、「男性の育児休業取得率」については、令和6年度に目標値を上方修正しましたが、新たな目標値も令和7年度に上回りました。また、「保育所待機児童数」については、令和6年度に目標値を達成しています。一方、このほかの4つの指標については、いずれも目標値を下回っており、さらなる取組が必要です。

### (3) 基本目標3 一人ひとりを大切にできる社会づくり

指標	プラン策定時	目標値	令和7年度
DVを受けたときに誰かに相談した人のうち、公的機関等に相談した人の割合*	35.5%	50%以上	33.4%*
女性がん検診の受診率	乳がん：13.0% 子宮頸がん：8.3%	50%	乳がん：10.3%* 子宮頸がん：7.7%*
健康寿命の延伸 (65歳からの日常生活に制限のない期間の平均延伸)	女性 19.67 年 男性 16.98 年	女性 20.51 年 男性 17.96 年	女性 20.71 年 男性 17.52 年 <small>〔令和5年時点（計算） 対象年：令和3年〕</small>
「女性相談」の予約率（月平均）	83.1%	87%	70.1%*
コミュニティ活動団体数	14 団体	16 団体	13 团体

\*令和6年度調査

\*令和6年度実績

5つの指標のうち、「健康寿命の延伸（女性）」は令和6年度に目標値を達成した一方、このほかの指標については目標値に到達していないことから、健康意識の喚起を含め、多様な取組を継続することが求められます。



# 第3章

計画の基本的な考え方



# 1 基本理念

三郷市男女共同参画社会づくり条例第3条では、男女共同参画社会づくりのため、次の6つの基本理念を定めています。

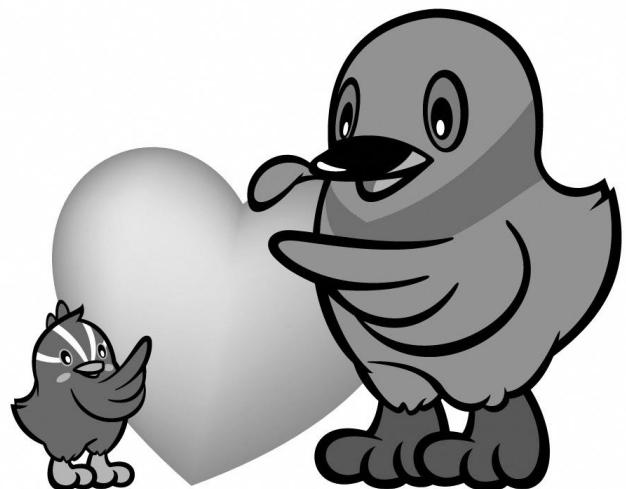
## ■ 三郷市男女共同参画社会づくり条例の基本理念

- (1) 人権や個性を尊重します。
  - ア 男女の個人としての尊厳が重んじられること
  - イ 男女の個人として個性と能力を発揮する機会が確保されること
  - ウ 男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと
  - エ 社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力やセクシュアル・ハラスメントが根絶されること
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行を見直すとともに、制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮します。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者及び市民団体等における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されるようにします。
- (4) 家事、子育て、介護その他の家庭生活と社会生活が両立でき、性別にかかわりなく活動できるよう配慮します。
- (5) 男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関することに自らの決定が尊重され、生涯を通じて健康な生活が営まれるよう配慮します。
- (6) 国際社会における男女共同参画社会の実現に関する取組や動向に配慮します。

第6次プランでは、三郷市男女共同参画社会づくり条例の基本理念を受けて、第5次プランに続き次のとおり基本理念を制定します。

みんな  
男女が互いに理解・尊重し、個性と能力を發揮し

活躍できるまち みさと



## 2 計画の基本目標

本市を取り巻く状況と課題を踏まえ、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成を目指すため、3つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 みんな 男女がともに認め合い、参画できるまち

- 固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消へ向けて、学校や地域において、男女平等や男女共同参画を含めた人権意識の普及啓発及び習得のための教育を推進します。
- 市の施策等へ女性の意見が十分に反映されるよう市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

### 基本目標2 誰もがいきいきと活躍できるまち

- 女性が活躍できる機会の拡大と、誰もが自身の希望する形でのワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します。
- 男女が互いの性差について理解し、誰もが適切な健康管理と自己決定ができるよう心身の健康づくりを支援します。

### 基本目標3 誰もが支え合い、安心して暮らせるまち

- DVやハラスメントなど、人権を侵害する暴力の根絶に向けた意識啓発を図り、被害者が相談しやすい環境整備や関係機関との連携等を通じて、被害者の自立を支援します。
- 経済的なリスクや複合的な悩みを抱え、生活上の困難に陥りやすい女性等の自立を支援します。
- 災害時に多様性に配慮した対応ができるよう、平常時における備えの段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を十分に取り入れた防災対策の充実を図ります。

### 3 基本目標に係る指標

計画の達成度合いを客観的に評価するため、第6次プランでは基本目標ごとに数値目標を設定します。

#### ○ 基本目標1「男女がともに認め合い、参画できるまち」

	指標	現状値	目標値
1	男女平等についての意識 〔家庭生活では「平等になっている」と答えた人の割合〕	28.7% 〔第18回 三郷市市民意識調査〕	50%以上
2	男女平等についての意識 〔学校教育の場では「平等になって いる」と答えた人の割合〕	23.7% 〔第18回 三郷市市民意識調査〕	50%以上
3	市の審議会等の女性委員の比率	32.8% (令和7年4月1日現在)	37%
4	市職員の係長職中の女性の比率	27.8% (令和7年4月1日現在)	35%

#### ○ 基本目標2「誰もがいきいきと活躍できるまち」

	指標	現状値	目標値
1	男女平等についての意識 〔職場では「平等になっている」と 答えた人の割合〕	21.1% 〔第18回 三郷市市民意識調査〕	30%以上
2	男女共同参画に関する言葉「ワー ク・ライフ・バランス」の認知度 〔「内容を知っている」と答えた人 の割合〕	34.4% 〔第18回 三郷市市民意識調査〕	50%以上
3	市男性職員の育児休業取得率	87.5% (1週間以上) (令和6年度実績)	90% (2週間以上)
4	健康寿命の延伸 〔65歳からの日常生活に制限の ない期間の平均延伸〕	女性 20.71 年 男性 17.52 年 〔令和5年時点(計算 対象年: 令和3年)〕	女性 21.58 年 男性 18.83 年
5	乳がん検診、子宮がん検診の 受診率	乳がん 10.3% 子宮がん 7.7% (令和6年度実績)	乳がん 60% 子宮がん 60%

## ○ 基本目標3「誰もが支え合い、安心して暮らせるまち」

	指標	現状値	目標値
1	DVについて「おおよその内容まで知っている」と答えた人の割合	84.6% 〔三郷市男女共同参画に関する市民意識調査〕	100%
2	「女性相談」の予約率	70.1% (令和6年度実績)	87%
3	男女平等についての意識 〔地域活動やPTA活動の場では「平等になっている」と答えた人の割合〕	10.4% 〔第18回三郷市市民意識調査〕	30%以上
4	三郷市総合防災訓練における女性の参加率 〔防災関係機関及び地域住民と連携した災害応急対応の訓練〕	19.8%	30%

第1章

第2章

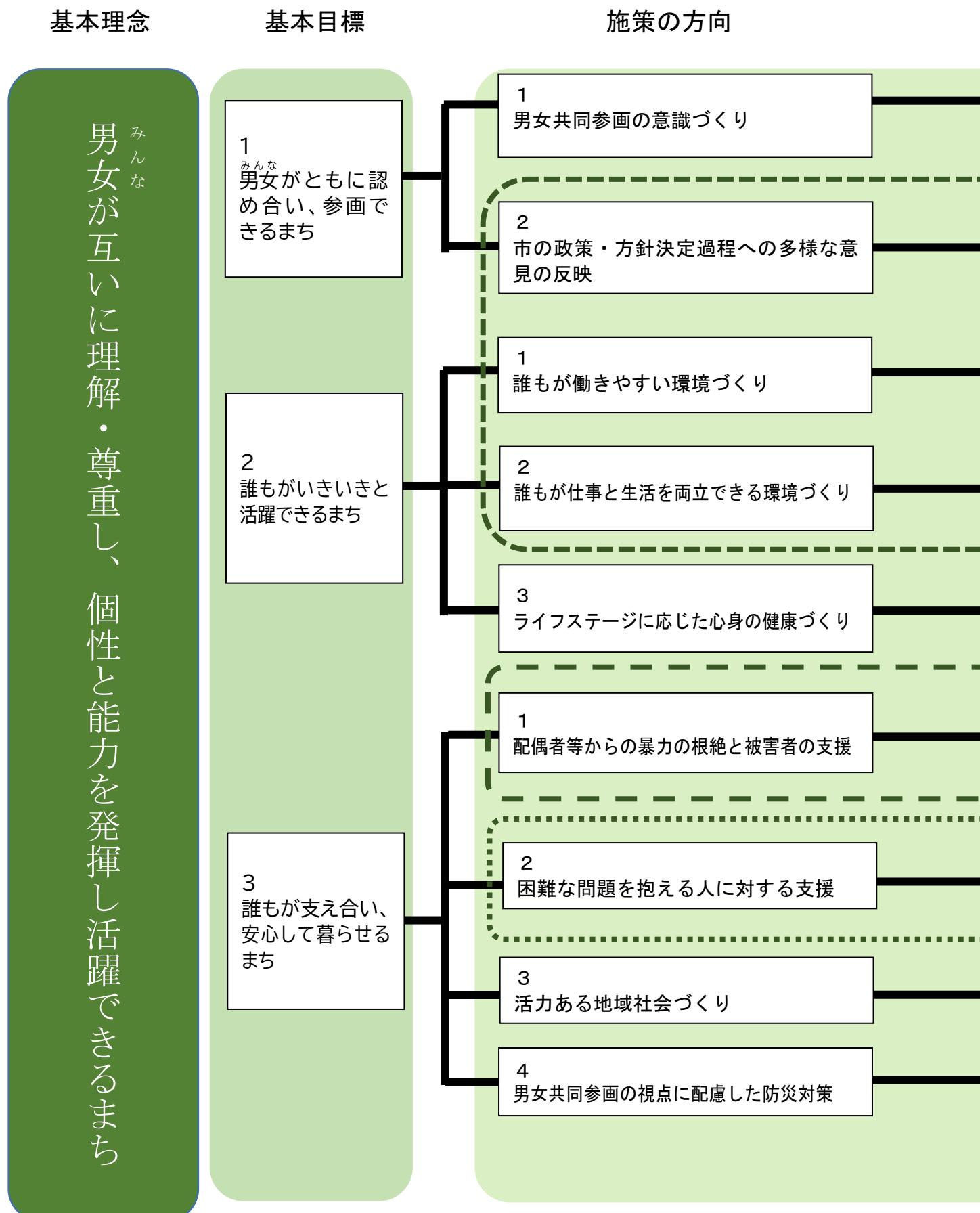
第3章

第4章

第5章

資料編

## 4 計画の体系



## 施策

- 1 男女共同参画を進める啓発活動の推進
- 2 男女共同参画の意識を高める学習の充実
- 3 学校教育・保育の場における男女共同参画の推進
- 4 多様な性に対する理解の促進

女性の活躍  
推進計画

- 1 審議会等への女性の参画拡大
- 2 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

- 1 雇用機会の創出と働きやすい職場づくり
- 2 女性のチャレンジ支援

- 1 ワーク・ライフ・バランス推進のための支援
- 2 地域で支える子育て・介護の環境づくり
- 3 男性の家事・育児・介護参画の促進

- 1 生涯を通じた心身の健康づくり
- 2 「性と生殖に関する健康と権利」の普及啓発

DV防止  
基本計画

- 1 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発
- 2 相談体制の強化
- 3 被害者への支援体制の充実
- 4 様々な暴力被害の根絶に向けた意識啓発

- 1 相談体制の整備
- 2 生活に寄り添った支援
- 3 関係機関の連携強化

困難女性  
支援基本  
計画

- 1 地域活動への男女共同参画の促進
- 2 地域力向上のための支援等

- 1 防災における男女共同参画
- 2 多様なニーズに応える防災対策



# 第4章

## 施策の展開



# 基本目標1 みんながともに認め合い、参画できるまち

## 施策の方向1 男女共同参画の意識づくり

### ○ 現状と課題

誰もがお互いを「大切なひとり」として認め合い、個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画の意義や重要性を正しく理解することが必要です。固定的性別役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制等の働き方を見直すことは、女性にとっても男性にとっても多様な生き方が可能となり、暮らしやすい社会の形成に資することとなります。

男女平等を含めた人権の意識は、幼少期からの経験の積み重ねにより形成されることから、市内小中学校における人権教育と年間指導計画に「男女相互理解・相互協力」を位置づけ、道徳や特別活動の授業を通して男女平等の教育を進めてきました。

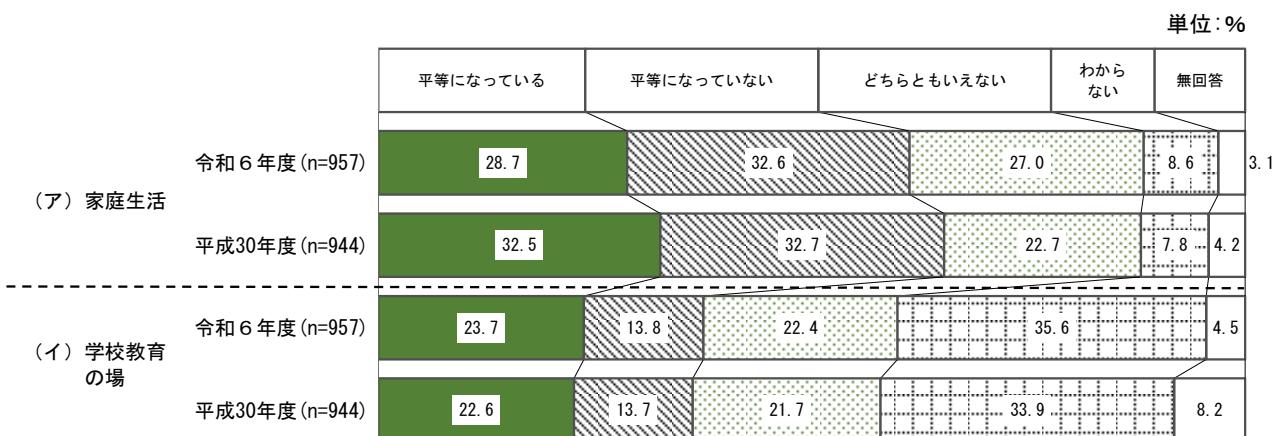
様々な分野における男女の地位について、市民意識調査では、『学校教育の場』を除く各分野とも、「平等になつてない」が「平等になつている」を上回っています。

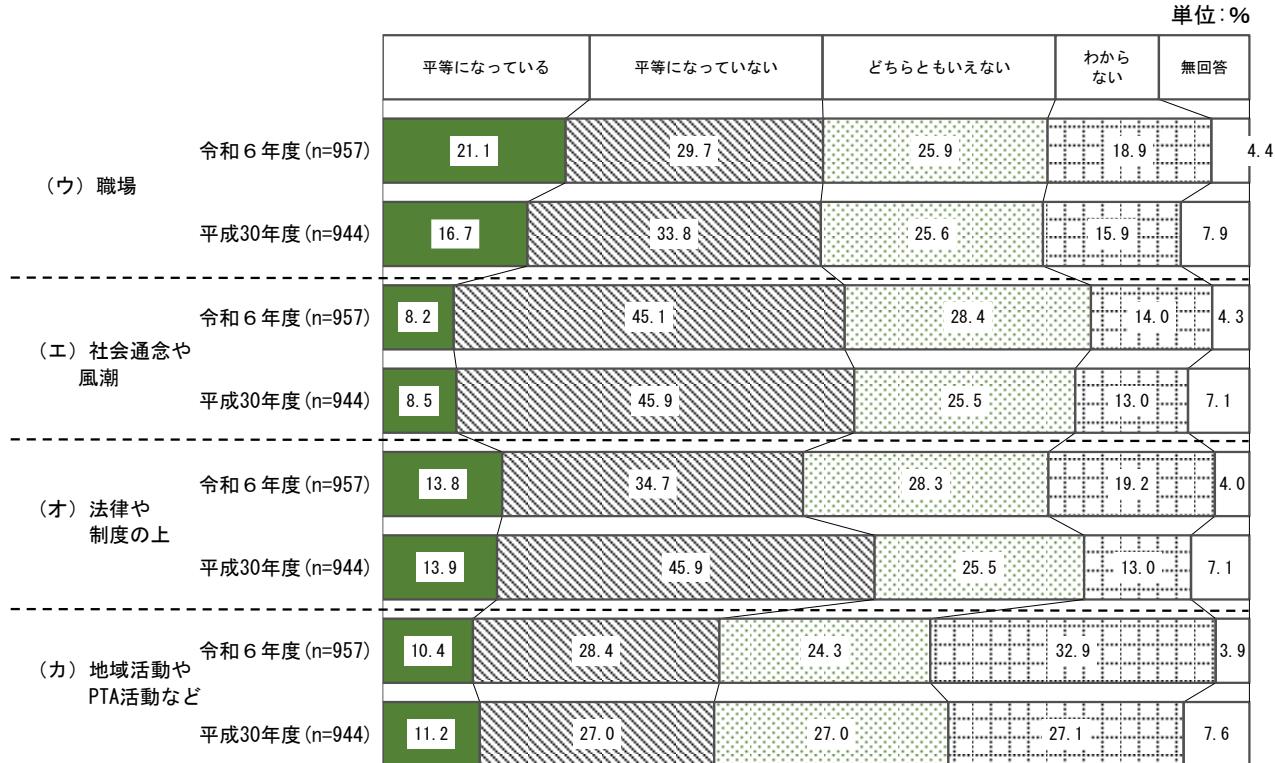
また、平成30年度と令和6年度の調査結果を比較すると、『職場』『法律や制度の上』では「平等になつてない」と「平等になつている」の割合の差が縮小しています。

本市のこれまでの取組からは、若年層を中心に、男女相互理解の意識が浸透している傾向も伺われます。

様々な機会をとらえ、男女共同参画社会の意義について周知啓発し、日常生活の実践につなげるとともに、教育分野において男女平等を含めた意識を育てる取組が必要です。

### ■ 男女の地位の平等感（三郷市市民意識調査）





### 施策① 男女共同参画を進める啓発活動の推進

誰もが男女共同参画に関心を持ち、男女共同参画の理念やジェンダーの視点について正しく理解できるよう、様々な機会を活用した情報提供や啓発活動の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
1	男女共同参画に関する意識啓発の推進	三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」やホームページを用いて、男女共同参画に関する様々な情報を発信します。	人権・男女共同参画課
2	性別にとらわれない情報発信の推進	月に1回(15日)市政の動き、市民の情報、まちの話題、各種催し等を掲載して発行している『広報みさと』をはじめ、ホームページやその他広報媒体(プレスリリース、SNSなど)に掲載する文章、写真等について、性別や年齢にとらわれない表現に配慮した情報発信を行います。	広報広聴課

## 施策② 男女共同参画の意識を高める学習の充実

男女共同参画について誰でもいつでも気軽に学習することができるよう、家庭や地域における各種教育・学習機会の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
3	家庭における男女共同参画意識の啓発	図書館及び三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」において男女共同参画に関する図書の貸し出しを行います。	人権・男女共同参画課 日本一の読書のまち推進課
4	生涯学習の充実	関係機関と連携しながら、生涯学習講座の開催等により、身近に学習する機会を提供します。	生涯学習課

## 施策③ 学校教育・保育の場における男女共同参画の推進

子どもたちが個性と能力を十分に發揮できるよう、人権を尊重する意識を育てるとともに、男女共同参画の視点に立った学校教育・保育の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
5	人権を尊重する教育の推進	男女相互理解・相互協力等の男女平等、自分も他人（相手）も大切にする教育の推進を図ります。	指導課 青少年課 生涯学習課
6	教職員・保育士に対する研修の充実	教職員・保育士を対象とした研修の充実に努め、教育者としての人権意識の向上を図ります。	指導課 すこやか課
7	男女共同参画の視点に立った学校運営	男女共同参画の視点を踏まえた生徒指導・進路指導等の学校運営を行います。	指導課
8	保護者への意識啓発	男性の学校教育への参画を促すとともに、「親の学習」講座等を活用し、意識の共有・啓発を図ります。	指導課 青少年課 生涯学習課

## 施策④ 多様な性に対する理解の促進

誰もがあらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会づくりを進める観点から、性的少数者（性的マイノリティ）の人々に対する偏見・差別の解消に向けた啓発を行います。

No.	取組	内容	所管課
9	性の多様性を尊重する意識啓発の推進	三郷市パートナーシップ宣誓制度など、性の多様性に関する理解促進のため、ホームページを活用し、情報発信を行います。 人権教室等を行い、性の多様性に関する正しい知識の普及のための啓発を行います。 職員対象の研修等において、性の多様性に関する理解促進に取り組みます。	人権・男女共同参画課 生涯学習課 人事課

### 施策の方向2 市の政策・方針決定過程への多様な意見の反映

#### ○ 現状と課題

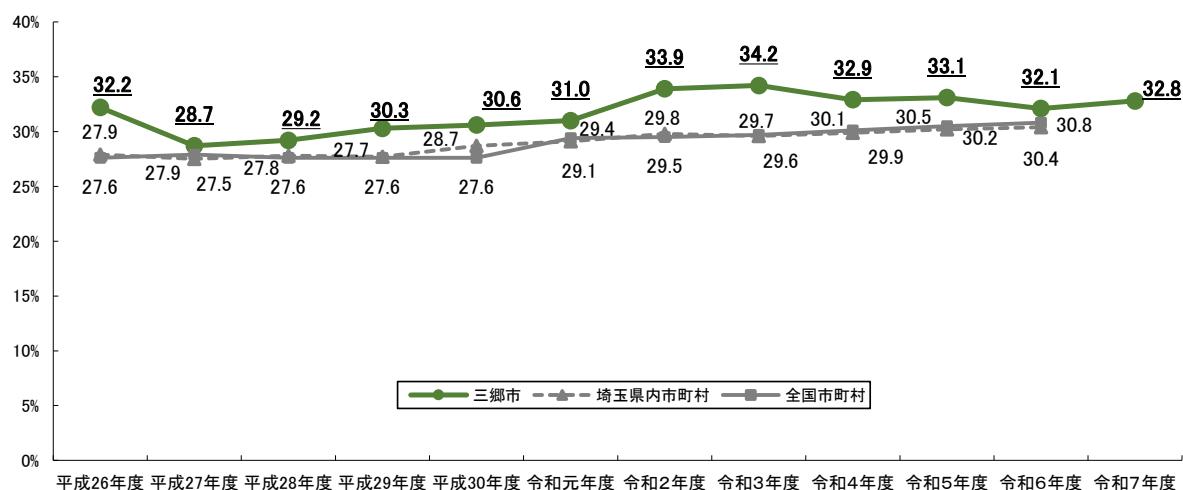
政策・方針決定の過程に男女がともに参画して責任を担い、様々な意見を反映させることは、男女共同参画社会の実現につながるものです。

政策・方針決定の場への女性の参画状況をみると、審議会等への女性委員の登用比率は全国市町村平均値と埼玉県内市町村平均値を上回る状態が続いているものの、令和7年4月1日現在の審議会等への女性委員の登用比率は32.8%、市役所職員の係長職中の女性の割合は27.8%であり、第5次プランでの目標値に到達していない状況です。

男女共同参画に関する市民意識調査では、政策・方針決定過程での女性の参画が低い理由として、「男性中心の組織運営」「家庭・職場・地域における固定的な性別役割分担、性差別意識」を挙げる回答が多くなっています。

政策・方針決定過程に男女双方がバランスよく参画するため、人材の育成や職域の拡大を通して女性の登用を積極的に推進することが必要です。

#### ■ 審議会等への女性委員の登用比率の推移

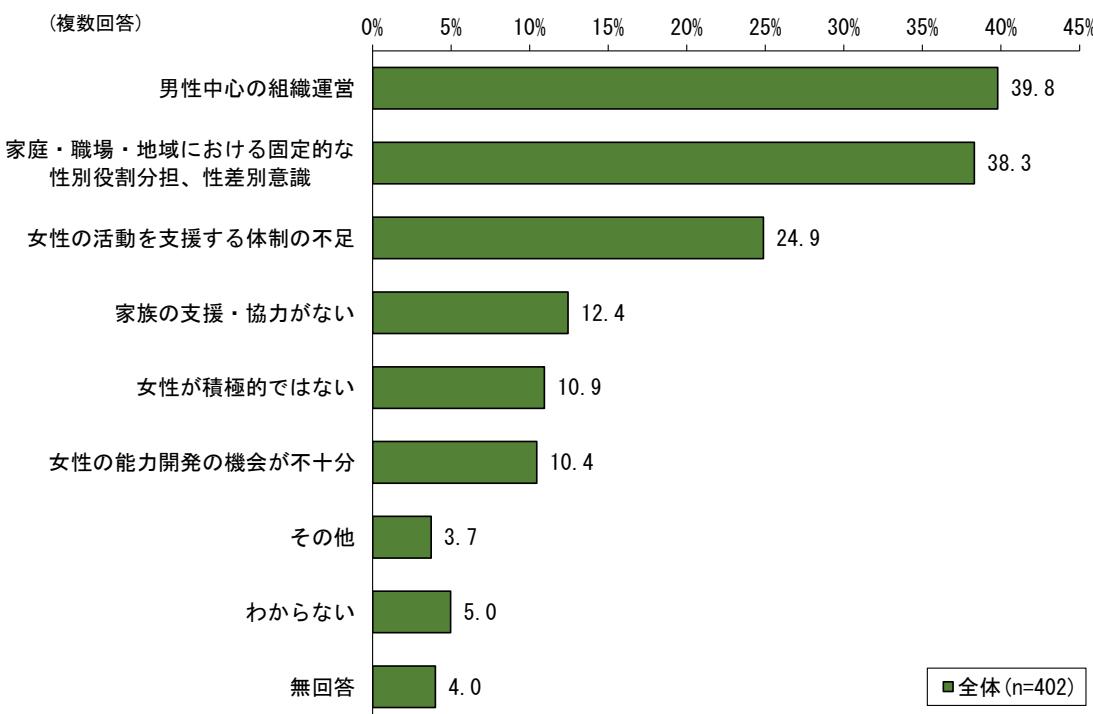


※ 目標設定の対象である審議会等における女性委員割合。目標設定の対象である審議会の範囲は、市町村によって異なる。

※ 三郷市では「地方自治法第202条の3に基づく審議会等」を目標設定の対象としている。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## ■ 政策・方針決定過程での女性の参画が低い理由（男女共同参画に関する市民意識調査）



## 施策① 審議会等への女性の参画拡大

審議会等に男女双方がバランスよく参画できるよう、女性委員の登用を積極的に進めます。

No.	取組	内容	所管課
10	審議会等の女性委員参画の推進	委員の男女構成比の偏りによる集団におけるジェンダー・ギャップを解消するため、女性の登用を促進し、全委員に占める割合の向上を図ります。	人権・男女共同参画課

## 施策② 市政等に関わる政策・方針の立案・決定過程への女性の参画拡大

女性職員の活躍を推進するため、働きやすい職場づくりを進めるとともに、能力に応じた女性職員の職域拡大や管理職への登用を促進します。

No.	取組	内容	所管課
11	「特定事業主行動計画」の実施状況の公表	女性活躍推進法に基づく本市の「特定事業主行動計画」について、女性職員の管理職登用など、定期的に実施状況を公表していきます。	人事課

## 第4章 施策の展開

No.	取組	内容	所管課
12	女性職員の各種研修機関等への派遣の推進	<p>「市町村アカデミー」や「彩の国さいたま人づくり広域連合」にて開催される研修に、職員の適性に応じて女性職員を派遣します。</p> <p>また、女性職員のみを対象とした「女性のためのキャリアデザイン」等への公募の上、派遣を行うなど、積極的に研修の受講機会を設けます。</p>	人事課
13	「職員男女共同参画研修会」の実施	市の係長職への女性の登用率の目標である「35%」を達成できるよう、正しい理解を深め、広く職員の意識高揚を図り、市民サービスの向上につなげるための「職員研修会」を開催します。	人事課 人権・男女共同参画課
14	管理職等への女性職員の登用の推進	女性職員の管理職への登用を推進し、市政に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、管理職等への登用の前提となる主任職や主査・係長職試験の受験勧奨を行います。	人事課

## 基本目標2 誰もがいきいきと活躍できるまち

### 施策の方向1 誰もが働きやすい環境づくり

#### ○ 現状と課題

女性が個性と能力を十分に發揮するためには、誰もが働きやすい職場環境を整えることが重要です。

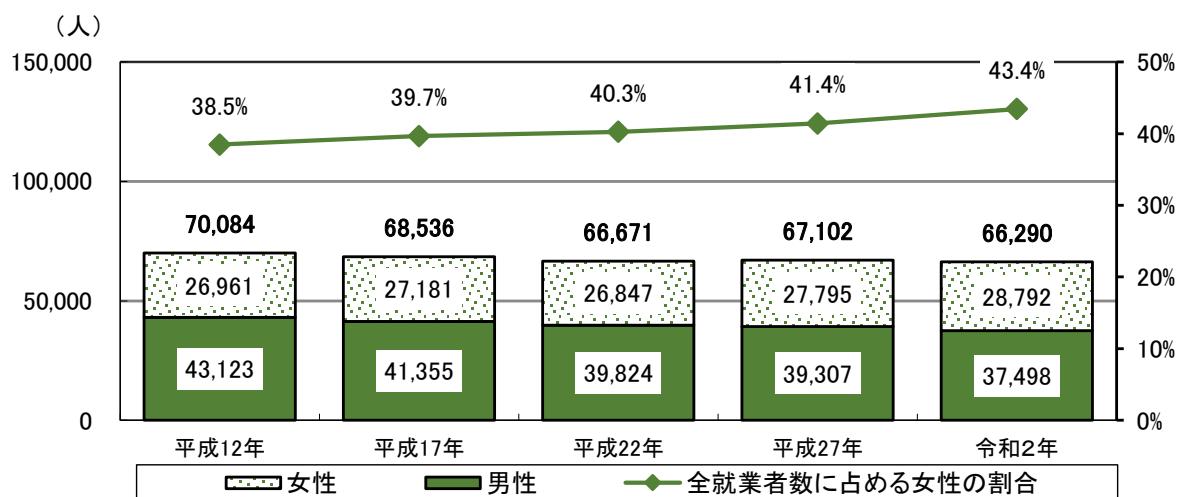
国勢調査によると、本市の就業者数は平成27年から令和2年までの5年間において812人減少しているなか、女性就業者数は997人の増加となっています。

また、就業者の雇用形態は、男性の8割が正規の職員・従業員であるのに対し、女性は4割強にとどまり、女性の就業者の半数以上がパート・アルバイト等の非正規雇用となっています。

男女共同参画に関する意識調査では、女性の就労継続のために必要なこととして、「こどもを預けられる環境の整備」「育児や介護を両立できる職場支援」「多様な働き方ができる職場環境」「家事・育児への男性の参画」「女性が働き続けることへの理解や意識改革」が多く挙げられています。

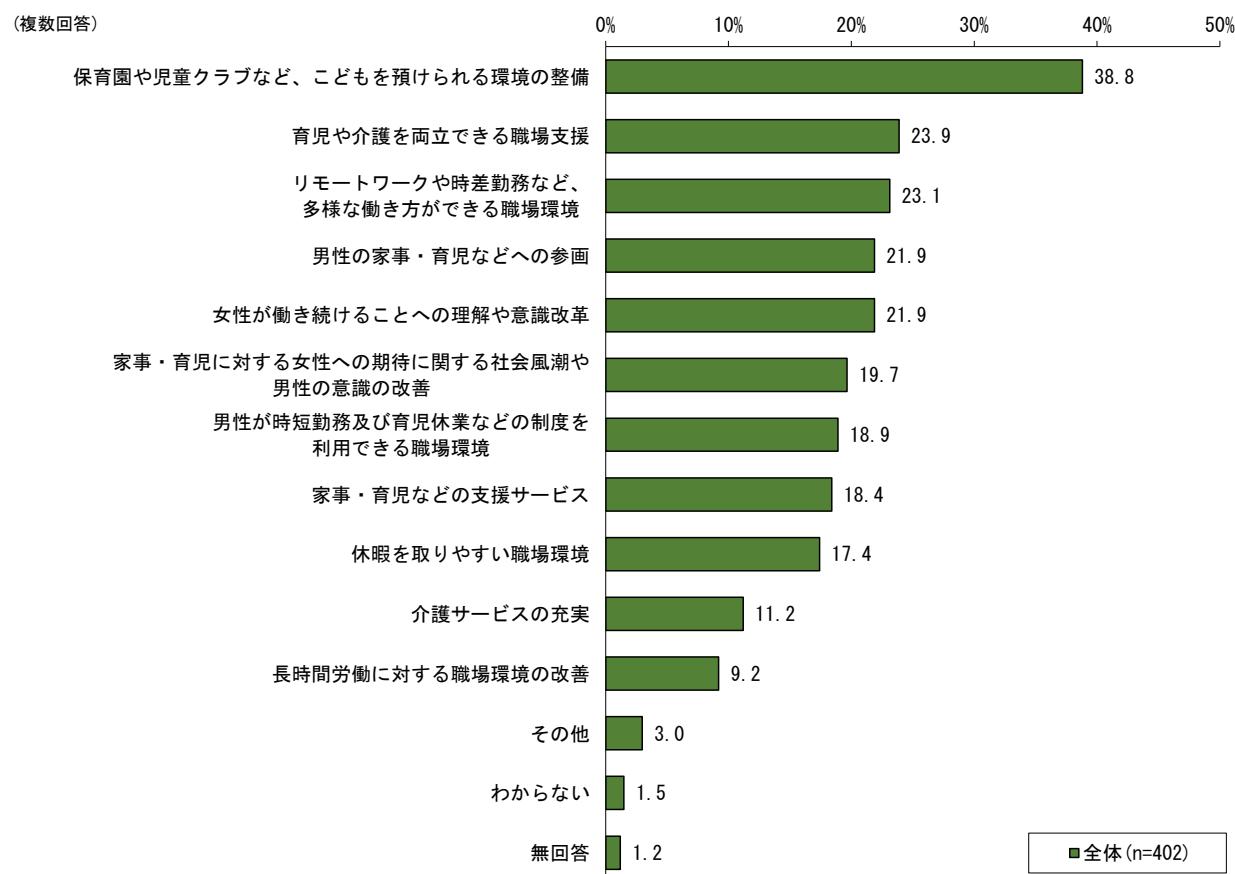
雇用の場及び自営業等における男女共同参画を推進するため、関係機関と連携し、法令に基づく職場環境や労働時間、休日の確保など就労環境の改善を事業所に呼びかけるとともに、女性の就労・起業意欲を促進し、生涯を通じてライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、女性の活躍推進に向けた環境づくりが必要です。

■ 三郷市の女性就業人口の推移



資料：国勢調査

### ■ 就労を希望する女性の就労継続のために必要なこと（男女共同参画に関する市民意識調査）



### 施策① 雇用機会の創出と働きやすい職場づくり

あらゆる職場で男女が均等な機会や待遇を得て能力を活かせるよう、雇用機会の創出に努めるとともに、市内事業者に対して労働に関する助成制度等の各種情報を提供します。

No.	取組	内容	所管課
15	雇用機会の創出	企業の人材確保と求職者の支援や就職マッチングに向けた取組として、草加公共職業安定所・三郷市商工会との共催による合同企業面接会を開催します。	商工観光課
16	労働関係法規等の周知・啓発	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法をはじめとした労働に関する幅広い情報の提供・啓発を行います。 また、労働時間や社会保険、その他の労働条件に関する諸問題について、事業者及び労働者を対象とした「労働相談」を行います。	商工観光課

No.	取組	内容	所管課
17	企業担当者向け啓発活動の推進	企業における「男女が共に働きやすい職場づくり」への取組を推進するため、関係機関と連携し、育児・介護休業、短時間勤務、フレックスタイム、テレワークなど多様な働き方の情報提供を行います。	人権・男女共同参画課 商工観光課

## 施策② 女性のチャレンジ支援

結婚や育児等により離職した女性の再就業や、起業等の新たな分野に挑戦する女性に向けて、相談・情報提供等を通じた支援を図ります。

No.	取組	内容	所管課
18	多様なニーズへ対応可能な相談体制づくり	<p>《就職に関する悩み相談》 就職活動の悩みや不安について、カウンセラーによる相談を行います。</p> <p>《『三郷市ふるさとハローワーク』との連携》 『三郷市ふるさとハローワーク』との連携を図り、求人・求職等の情報提供を行い、就労希望者の支援を行います。</p> <p>《内職相談》 内職希望の人と企業相互の相談・斡旋を行います。</p> <p>《起業に関する相談》 創業、起業に関する各種相談を行います。</p>	商工観光課
19	就労・起業機運の醸成に向けた情報提供・周知啓発	埼玉県等の関係機関と連携を図り、結婚や出産・育児で一度離職した女性の再就職や起業家育成セミナー等の講座や支援制度の周知等を通じて、就労・起業機運の醸成に努めます。	商工観光課 人権・男女共同参画課
20	女性農業者活躍機会の推進	男女共同参画の推進を目的に、地域への貢献や女性農業者の社会的役割が高まるよう環境づくりに努めます。	農業振興課 農業委員会事務局

## 施策の方向2 誰もが仕事と生活を両立できる環境づくり

### ○ 現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた生活は、誰もが社会的責任を果たすとともに、家族と安心して豊かに生活していく上で重要なことです。また、ワーク・ライフ・バランスを推進することは、事業所にとっても優秀な人材の確保や従業員のモチベーションの維持、生産性の向上に資すると考えられます。

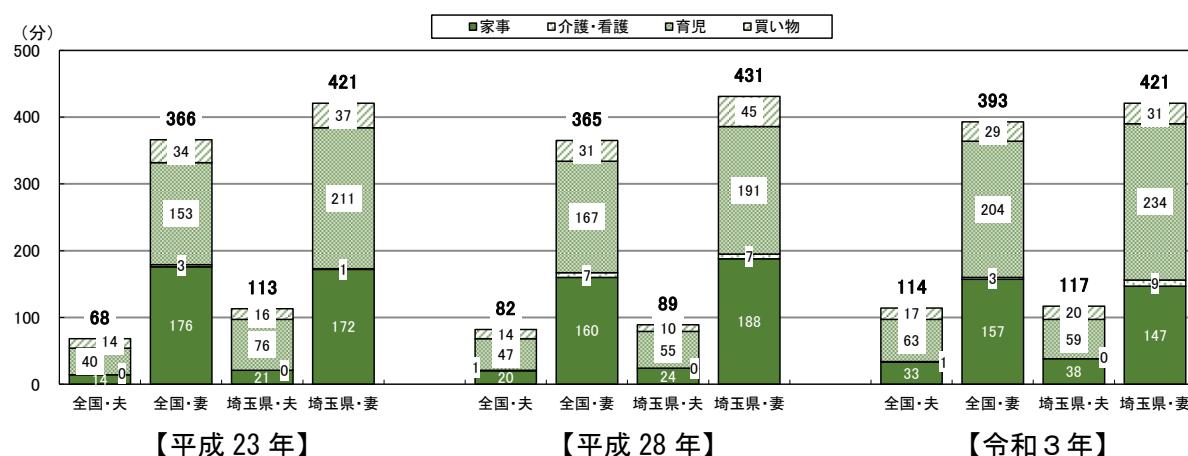
市民意識調査によると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の内容を知っている人は34.4%で、平成30年度調査時の27.4%を上回ったものの、目標値には届いていません。

就労を希望する全ての人が、仕事と育児・介護など家庭生活への関わりや地域活動への参画との二者択一を迫られることなく、仕事と生活を調和させて、能力を十分に発揮しながら働き続けられる社会とするためには、子育て支援、介護支援の充実や多様で柔軟な働き方の実現が重要であり、育児・介護休業をはじめとした仕事と生活との両立支援の仕組みづくりを進める必要があります。

家庭における家事・育児・介護等の分担状況をみると、夫婦と子どものみの世帯のうち、夫婦が共働きで6歳未満の子どもがいる世帯では、全国・埼玉県ともに妻の家事関連時間（買い物、育児、介護・看護、家事の合計時間）が夫を大幅に上回る状態が続いている。特に埼玉県では、全国と比較して妻の家事関連時間が長い傾向がある一方で、夫の家事関連時間は全国とほぼ同じ水準となっています。

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を背景として家庭における家事や育児、介護等が女性に偏らないよう、男女が協力して取り組むことができるような環境整備を進めることができます。

### ■ 家事や育児等に関わる時間の推移



※ 夫婦と子どものみの世帯で、夫婦が共働きであり、6歳未満の子どもがいる世帯における家事関連時間の1日あたり平均時間

資料：社会生活基本調査

## 施策① ワーク・ライフ・バランス推進のための支援

就労を希望する全ての人が仕事と家庭生活、地域活動を両立することができるよう、市民一人ひとりへの働きかけを行うとともに、市内事業者の積極的な取組を促します。

No.	取組	内容	所管課
21	ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスに関するイベントや相談機関など、ホームページ等を通じて、様々な情報を提供します。	商工観光課 人権・男女共同参画課
22	育児休業・介護休業制度の普及の啓発	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についての情報を掲載したポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、誰でも情報を収集できるよう努めます。	商工観光課 人権・男女共同参画課
23	企業の取組の促進	職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の取組を促進します。	商工観光課 人権・男女共同参画課
24	市職員における育児休業・介護休暇等の制度の活用促進など	市職員における育児休業・介護休暇等制度の活用を促進するため、制度の改正があった場合に庁内通知によって制度概要と改正内容の周知を図るとともに、それらの内容を職員がいつでも確認できる状態にします。 また、出産を予定している、または出産した職員から連絡があった際は、産前産後休暇、育児休業等の詳細をわかりやすく伝えます。	人事課

## 施策② 地域で支える子育て・介護の環境づくり

男女がともに育児をしながら無理なく働き続けることができるよう、また、家族等の介護が必要な状況になっても働き続けることができるよう、保育サービス・介護サービスの充実を図り、地域全体で子育て・介護を支える環境づくりに取り組みます。

## 第4章 施策の展開

No.	取組	内容	所管課
25	保育所等の施設における多様な保育サービスの充実	<p>保護者の就業形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育の推進、病児・病後児保育、送迎保育の実施、認定こども園への運営支援、休日保育の実施の検討など、保育サービスを充実させます。</p> <p>また、在宅で子育てをしている保護者のリフレッシュを図るため、一時保育事業（「リフレッシュ保育」）及び、全ての子どもの育ちを応援し、就労要件を問わずに利用できる、子ども誰でも通園制度を実施します。</p>	すこやか課
26	放課後児童クラブの充実	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により扈間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場の提供を図ります。	教育総務課
27	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実	<p>助産師等が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、地域の子育て情報の提供、子育てに関する相談を行います。</p> <p>「地域子育て支援拠点事業」や「おやこひろば事業」等において、主に乳幼児（0歳～3歳）を持つ子育て中の親と子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で子育ての悩み等を語り交流を図る場を提供します。</p> <p>ファミリー・サポート・センターでは、子どもを預けたい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（提供会員）をサポートし、保育所や児童クラブ、習い事先への送迎や一時的な預かり等の援助活動を行います。</p> <p>公立保育所の園庭開放を実施し、地域に開かれた保育所づくりとして、地域の保育所や幼稚園に通っていない親子にも遊び場を提供します。</p> <p>放課後に、安全・安心な子どもの活動拠点（「放課後子ども教室」）を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。</p>	こども家庭センター すこやか課 生涯学習課

No.	取組	内容	所管課
28	子育てに関する情報提供と相談の充実	<p>市の子育て情報を集約し、ホームページやSNS や情報誌等により、子育て情報を発信します。</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談窓口として、こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育て・保育施設の利用に関する情報提供や相談を保健師や保育士等により行います。また、支援が必要な妊産婦等に対し、関係機関と連携し適切な支援につなげます。</p> <p>児童生徒の不安や悩みを解消することを目的とした教育相談体制を整えます。また、各小中学校にスクールカウンセラーと各中学校にさわやか相談員を配置し、学習や生活上の相談に応じます。</p>	こども家庭センター指導課
29	地域包括ケアシステムの推進	高齢者の介護予防を図るとともに、地域における高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け、多職種間の連携・協働による資源開発等を進めます。また、介護者同士の情報共有・ネットワークづくりを推進し負担軽減を図ります。	長寿いきがい課
30	相談窓口の周知と相談体制の充実	地域包括支援センターなど相談窓口の周知とともに、相談体制の充実を図ります。	長寿いきがい課

### 施策③ 男性の家事・育児・介護参画の促進

家庭において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく男女がともに責任を担えるよう、啓発や情報提供を通して男性の家事・育児・介護への参画を促します。

## 第4章 施策の展開

No.	取組	内容	所管課
31	男女がともに家事・育児・介護を担うための実践的講座の実施	<p>「ハローベイビー教室」を実施し、産前産後の健康管理や妊娠・<sup>ぶんべん</sup>分娩の経過、新生児の育児について妊婦とその夫等に講義や実習、妊娠の疑似体験等を通して伝え、夫婦が子育てや家事をともに行うことができるよう意識付けを行います。</p> <p>また、介護に関する学習機会の提供や、各種介護サービスの情報提供を行います。</p>	こども家庭センター 長寿いきがい課

## 施策の方向3 ライフステージに応じた心身の健康づくり

### ○ 現状と課題

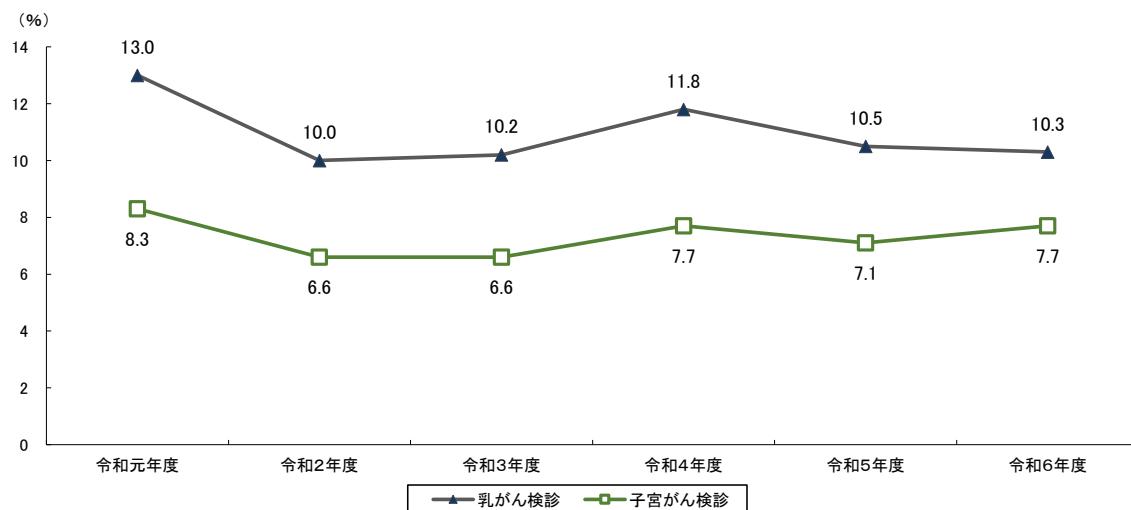
男女共同参画社会を実現する上では、男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産等について考えることができるよう、性に関する正しい知識の普及・啓発が必要です。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、成人・高齢期といったライフステージごとに心身の状況が大きく変化し、乳がん・子宮頸がんといった女性特有のがんや更年期障害など、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を持ち、性や妊娠に関して自ら意思決定できること、自らの状況に応じた健康管理ができることが重要です。

女性特有のがん（乳がん、子宮がん）検診の受診率は年度により上下していますが、おおむね横ばい傾向となっています。

近年では、就労する女性の増加や晩婚化等による初産年齢の上昇など様々な要因により、女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。男性についても長時間労働による健康への影響が懸念されており、男女それぞれの特性に応じた支援が求められています。

誰もが生涯を通じて適切な自己管理ができるよう、ライフステージに応じた健康の保持増進に関する支援の充実を図ることが重要です。

■乳がん検診・子宮がん検診受診率の推移



資料：三郷市資料

## 施策① 生涯を通じた心身の健康づくり

男女のライフステージに応じた健康の保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性に関しては、生涯にわたる心身の健康保持増進に向けた知識の普及、健康診査等の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
32	健康づくりのための健康診査・保健指導の充実	30歳代健康診査、特定健康診査の集団方式では、レディースデイを設け、女性が受診しやすい健診の充実を図ります。メタボリックシンドローム該当者には、特定保健指導を実施し、生活習慣病リスク保有者の生活習慣や健康状態の改善を目指します。	健康推進課
33	健康に関する情報発信	新たな感染症が発生した際や感染症予防、健康に関する情報について、ホームページや三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」等において情報提供を行います。	健康推進課 人権・男女共同参画課
34	ライフステージに応じた女性の保健事業等の推進	「妊婦健康診査等事業」や「骨粗鬆症検診事業」など、ライフステージに応じた女性対象の保健事業等を推進します。	健康推進課 こども家庭センター
35	女性特有疾患の予防に対する補助の実施	乳がん、子宮頸がんの早期発見を目指して、乳がん検診は市内に在住する40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上の女性を対象に、2年に1回検診を実施します。受診率向上のため節目の年齢の人に「検診無料クーポン券」を送付します。	健康推進課

## 施策② 「性と生殖に関する健康と権利」の普及啓発

女性の妊娠・出産における自己決定や不妊等について、正しい知識を身に付け、適切な対応を図ることができるよう、「性と生殖に関する健康と権利」について普及啓発を図ります。男女が互いの性を理解・尊重できるよう、児童・生徒の発達段階に応じた性に対する正しい知識と意識を持てる教育を行います。

No.	取組	内容	所管課
36	性と生殖に関する意識啓発	男女がお互いの性を尊重し合えるよう、「性と生殖に関する健康と権利」に関する概念の普及に努めます。	こども家庭センター
37	性の健康に関する情報提供と意識啓発	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関して適切な意思決定や行動選択を行うことができるよう、国・埼玉県からの啓発用パンフレット、ポスターの配布、掲示等を通して性に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	こども家庭センター
38	学校教育における性に関する適切な教育の推進	互いの性の尊重、男女の性差、個の違い等を知ることができる教育を推進します。 また、保健指導として、児童・生徒や保護者も学ぶことができる機会を提供します。	指導課

## 基本目標3 誰もが支え合い、安心して暮らせるまち

### 施策の方向1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の支援

#### ○ 現状と課題

配偶者・パートナーからの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等のジェンダーに基づく暴力は、被害者の尊厳を著しく侵害するものであり、犯罪ともなる行為をも含む重大な人権侵害です。こうした行為の被害者の多くは女性ですが、近年では男性被害者の存在と支援のあり方についての社会的な認識が高まりつつあります。

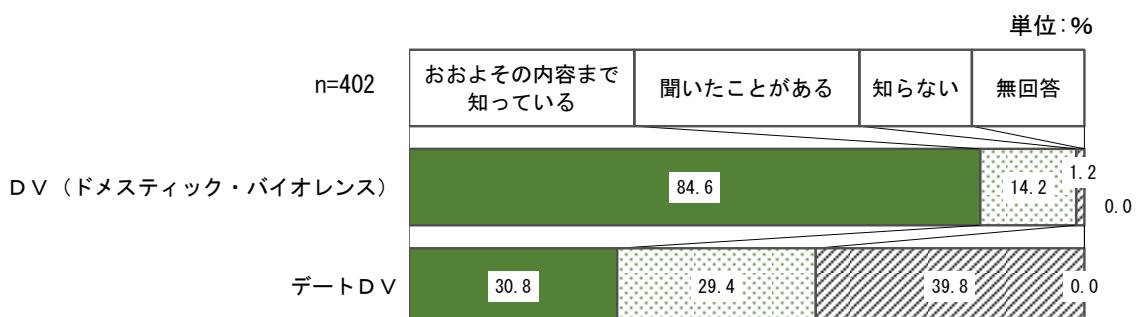
DVは、家庭内で行われ、被害が潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。また、DVが起きている家庭では、子どもの見ている前で夫婦間での暴力が振るわれることがあり（面前DV）、子どもが暴力を目の当たりにすることによる心理的悪影響が懸念されます。

市民意識調査では、パートナーから何らかの暴力を受けた経験が「何度もあった」との回答が平成30年度調査より2.2ポイント増加しています。

令和2年7月より配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、被害者に対する支援の充実を図っていますが、今後もDV被害の根絶に向けて、相談窓口の存在や重要性を周知することが必要です。あわせて、DV被害者が被害から逃れた後に生活を立て直す際には、被害者本人の状況に応じた適切な支援策を整備し、被害者が自ら選択し決定できる自立支援の取組を展開する必要があります。

また、男女共同参画に関する市民意識調査では、DVについておおよその内容まで知っているとの回答が8割台半ばを占めているのに対し、デートDVについては3割にとどまっており、全体のほぼ4割はデートDVのことを知らないと回答しています。若年層が将来にわたって自分の人生を豊かなものとして生活するためには、自分自身や相手を大切にする気持ちを持って交流し、暴力を認めないとする意識を持つことが重要です。交際相手からの暴力は特に被害がわかりにくく、潜在化しやすいため、デートDVの認知度向上のための取組が必要です。

#### ■ DV、デートDVの認知度（男女共同参画に関する市民意識調査）



### 施策① 配偶者等からの暴力の防止に向けた意識啓発

配偶者・パートナーからの暴力を根絶するため、DV防止に関する広報や啓発の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
39	DV防止のための広報・情報提供	ホームページや三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」において、DVやデートDV、児童虐待防止等に関する情報提供の充実を図ります。	人権・男女共同参画課 こども家庭センター
40	DVや児童虐待の防止に関する啓発活動の推進	国が定める「女性に対する暴力をなくす運動週間」(11月12日～25日) (パープルリボン運動)、児童虐待防止月間(11月) (オレンジリボン運動)に合わせて、パープルリボン・オレンジリボン展や公共施設でのライトアップ運動等の啓発活動を行います。	人権・男女共同参画課 こども家庭センター

### 施策② 相談体制の強化

DV被害が潜在化・深刻化しないよう、配偶者暴力相談支援センターを中心に相談支援のネットワークを強化し、被害者の安全と生活の安定へ向けた相談体制の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
41	相談窓口や各種制度の情報提供	関係機関との連携を図り、相談対応のネットワーク化を進め、府内外を問わず相談者のニーズに合った窓口を紹介し、各種制度等の情報の提供に努めます。	人権・男女共同参画課 ふくし総合相談室
42	関係機関の連携強化	被害者への支援を全府的に行うため「DV対策府内連絡会議」を開催し、府内連携体制・ネットワークの強化に努め、様々な状況に対応できる体制づくりに努めます。	人権・男女共同参画課
43	DVに関する相談窓口の周知	配偶者暴力相談支援センターやDV被害者支援に関するリーフレット等を作成して相談窓口の周知に努め、相談窓口としての機能の充実を図ります。	人権・男女共同参画課
44	安全確保のための相談業務の充実	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する相談に専門的に対応します。 専門家による法律相談や司法書士相談を実施します。	人権・男女共同参画課 生活安全課

### 施策③ 被害者への支援体制の充実

DV被害者が生活を立て直し、安心して暮らすことができるよう、関係機関等との連携を強め、被害者の意思を尊重した安全確保と自立支援を図ります。

No.	取組	内容	所管課
45	関係機関担当者間のネットワーク強化の推進	近隣6市1町（三郷市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町）での関係機関の連携を強化します。 DV被害者の広域的な支援のため、「東南部地域ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」において、警察、児童相談所、教育事務所、法務局等と広く連携して、様々な状況に対応できる体制づくりに努めます。	人権・男女共同参画課
46	民間支援団体との連携・協働	民間支援団体の活動・支援状況について、情報の収集及び情報提供に努めます。	人権・男女共同参画課
47	被害者の安全確保	緊急対応が必要なDV被害者について、安全が確保できるよう関係機関との調整や支援を行います。	人権・男女共同参画課 こども家庭センター長寿いきがい課
48	被害者の自立支援	DV被害者のニーズに沿った情報提供の充実を図り、福祉制度の活用など、生活支援から自立へ向けた支援を行います。	人権・男女共同参画課 こども家庭センター長寿いきがい課 生活ふくし課

### 施策④ 様々な暴力被害の根絶に向けた意識啓発

各種ハラスメント、デートDV等のジェンダーに基づく暴力の根絶に向けて、教育・啓発の充実を図るとともに、被害者に対する相談窓口の周知を図ります。

No.	取組	内容	所管課
49	ハラスメント行為防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等の各種ハラスメント防止についての啓発を行うとともに、被害者に対する相談窓口の周知を図ります。	商工観光課 人権・男女共同参画課
50	デートDV防止に向けた教育の推進	若年層に向けたデートDV防止について、ホームページでの周知を始めとした意識啓発に努めます。	指導課 人権・男女共同参画課

## 施策の方向2 困難な問題を抱える人に対する支援

### ○ 現状と課題

未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加等の社会状況の変化により、今日では年代を問わず経済的な困難を抱えやすい人が増加しています。

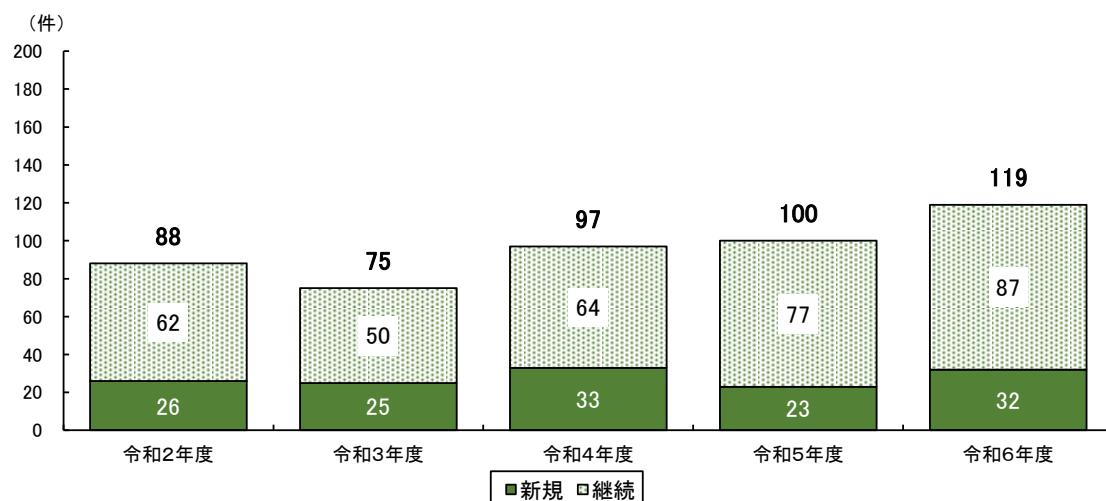
特に女性は、出産・育児により就業が途切れやすいことや、性的被害に遭遇しやすいことなど、女性であることによって様々な生活上の困難に陥りやすく、就労状況が不安定なひとり親家庭や単身世帯の場合、経済的な影響がより深刻化しやすい状況にあります。

男女共同参画に関する市民意識調査では、生きづらさを感じたことがある人が全体の5割弱を占め、その解消・克服のために必要なこととしては、家族や親族の理解・支援、社会風潮の変化、同じ職場の人の理解・支援を挙げる回答が多くなっています。

本市の女性相談の相談件数は近年増加傾向にあり、相談者の年代も40歳代以下、特に令和5年度から6年度にかけて30歳代の割合が増加しています。また、相談内容（主訴）は各年度とも「夫婦・恋人」が最も多く、この他ではDVや児童虐待等が含まれる「暴力」が多く、令和4年度以降は件数が増加傾向にあります。

様々な生活上の困難に直面している人が安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行うことが必要です。

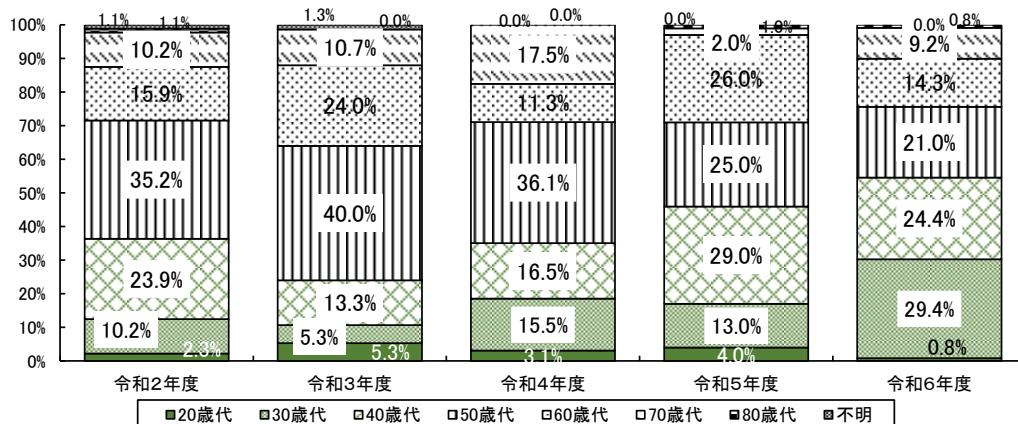
### ■ 女性相談の相談件数の推移



資料：三郷市資料

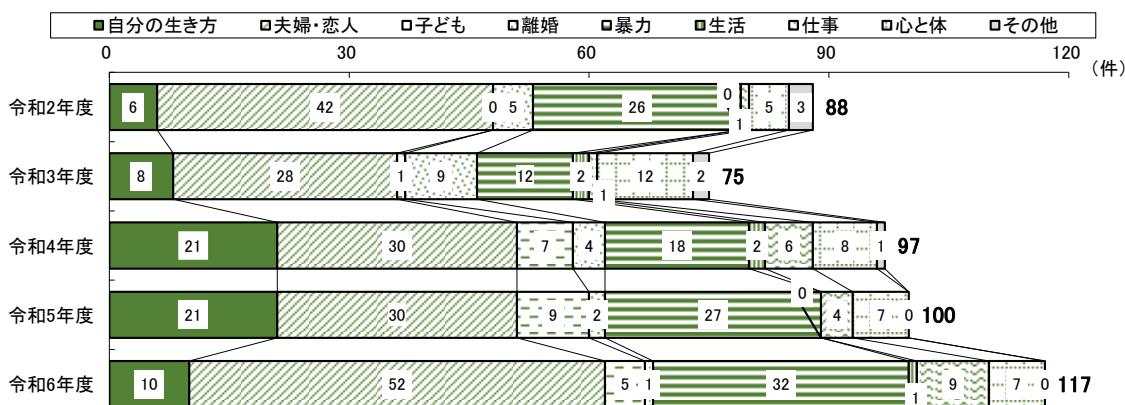
### 基本目標3 誰もが支え合い、安心して暮らせるまち

#### ■ 女性相談の相談者の年代構成の推移



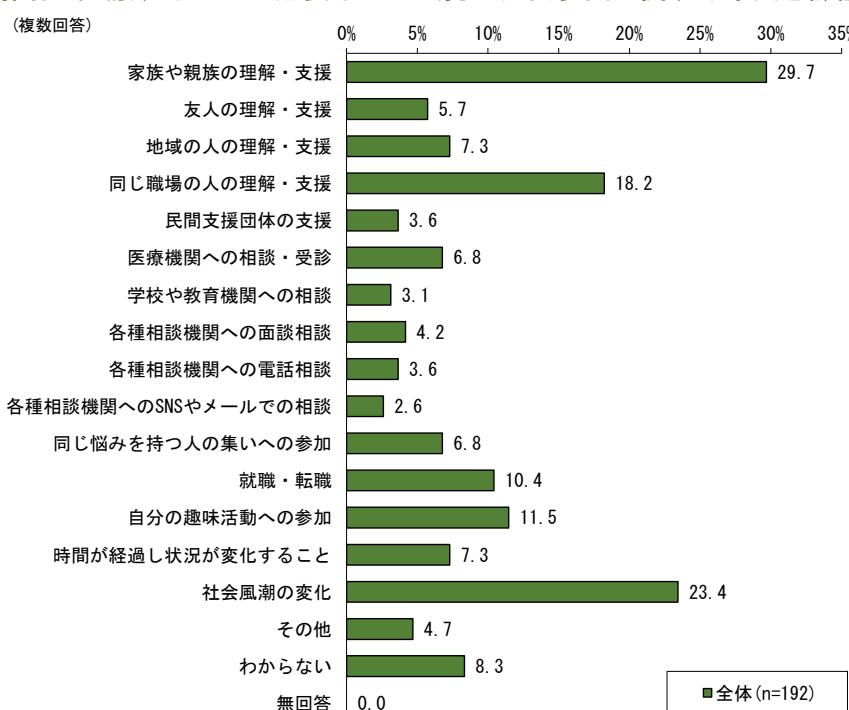
資料：三郷市資料

#### ■ 女性相談の内容別内訳（主訴）



資料：三郷市資料

#### ■ 生きづらさを解消・克服するために必要なこと（男女共同参画に関する市民意識調査）



■ 全体(n=192)

## 施策① 相談体制の整備

当事者の意思を尊重しながら、様々な悩みや困りごとを抱える女性に寄り添い、当事者とともに課題を整理し、支援方針をとりまとめるなど、相談体制の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
51	困難な問題を抱える女性への相談体制の充実	<p>女性が抱える様々な悩みへの支援として、女性心理カウンセラーによる「女性相談」を実施します。</p> <p>支援を必要としている女性に対して、課題を整理し、関係機関と連携しながら相談に対応します。</p>	人権・男女共同参画課 ふくし総合相談室 こども家庭センター 健康推進課

## 施策② 生活に寄り添った支援

女性が貧困等の生活上の困難に直面した際に当事者の心身や日常生活の回復に向けて、状況に応じた適時・適切な支援を行います。

また、ひとり親家庭に対し、親子が安心して生活できるようにするため、世帯や子どもの状況に応じた支援の充実を図ります。

No.	取組	内容	所管課
52	生活に困っている人への支援	経済的に困窮している人に対し、福祉制度の活用など、ニーズに合わせた支援を行います。	ふくし総合相談室 生活ふくし課
53	ひとり親家庭への相談体制の強化及び日常生活等の支援	<p>ひとり親家庭からの相談について、関係機関と連携して対応にあたります。</p> <p>ひとり親家庭の母等が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定された「教育訓練講座」を受講した場合、その費用の一部を支給します。</p> <p>また、看護師等の対象資格を取得する際、修業期間中に生活費として、高等職業訓練促進給付金を支給します。</p>	こども家庭センター
54	児童扶養手当の支給や医療費の助成等経済的支援	父または母と生計を同じくしていない子どもを監護するひとり親等に児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭等で児童を育てている人等に医療費の一部を助成します。	こども家庭センター

### 施策③ 関係機関の連携強化

女性を中心とした市民を取り巻く課題の複雑化・多様化・複合化に対応し、当事者に寄り添った支援を行うため、埼玉県や関係機関等との連携を強化します。

No.	取組	内容	所管課
55	関係機関の連携強化	<p>関係機関の連携体制やネットワークの強化に努めます。</p> <p>近隣5市1町（三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町）の「女性相談」相談員による相談履歴情報の共有化を図ることで地域の女性相談の質の向上と相談者への円滑な対応を行なうため、「女性相談ネットワーク会議」を開催します。</p>	人権・男女共同参画課

## 施策の方向3 活力ある地域社会づくり

### ○ 現状と課題

地域における課題の多様化・複合化や少子高齢化、日頃の災害への備えを背景に、活力ある地域づくりや地域コミュニティの支え合いの仕組みづくりの必要性が高まっています。

多くの人が様々な地域活動に参画することは、生きがいづくりや個性と能力を十分に発揮して活躍できる地域社会の実現につながります。

このような中、市民意識調査では、地域活動やP T A活動等で男女が平等にならないと感じている人が多く、今後は、少子高齢化が進行することに伴い、地域活動の担い手不足が懸念されます。

地域活動における固定的性別役割分担意識の解消や情報通信技術の活用等を通じ、地域活動に参画しやすいきっかけづくり、多様な人材を受け入れる雰囲気づくりが必要です。

### 施策① 地域活動への男女共同参画の促進

自治組織（町会・自治会）における男女共同参画を促進するため、啓発活動や地域活動への支援を行います。

No.	取組	内容	所管課
56	市民団体等との協働事業の推進	<p>地域コミュニティの活性化や三郷の魅力づくりに結び付く活動を行う市民等と市が協働で地域活動を推進することで、誰もが参加しやすい環境を整え、多様な人材の活躍を促進します。</p> <p>また、市民の人々が、今まで培ってきた知識や情報等を活かした自由な発想で講座の企画運営を行う機会を提供します。</p>	市民活動支援課 生涯学習課
57	女性役員の登用	地域活動の場における女性役員の登用についての理解を促し、多様な視点が活かされる地域づくりを推進します。	市民活動支援課

## 施策② 地域力向上のための支援等

誰もが活躍できる環境づくりに向けた機運を醸成し、高齢者、障がい者、外国人等が地域で安心して暮らせるよう、環境整備を図ります。

No.	取組	内容	所管課
58	高齢者、障がい者への支援	高齢者や障がい者が安心して暮らすことができるよう福祉サービスの充実や就労機会の提供、社会活動への参加や生きがいづくりを促します。	長寿いきがい課 障がい福祉課
59	外国人への支援	地域での多文化交流や学びの機会を通じて、外国人が文化・言語の違いや性別にかかわらず社会活動に参加できる環境づくりを促進します。	市民活動支援課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 施策の方向4 男女共同参画の視点に配慮した防災対策

### ○ 現状と課題

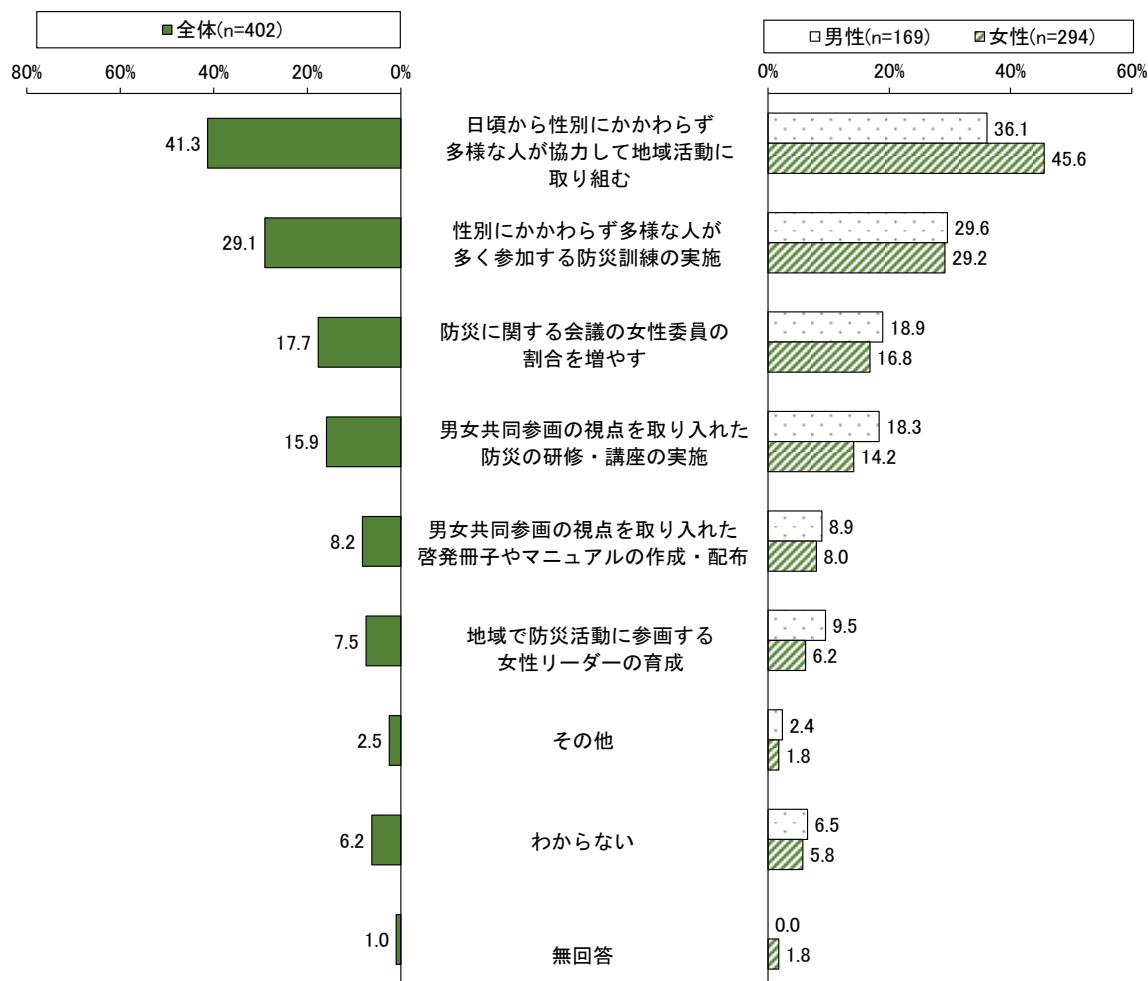
平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和6年に発生した能登半島地震、線状降水帯による豪雨災害など、大規模災害が発生しています。

これまでの経験から、備蓄や避難所の運営、復興の過程で女性やこども、介助を必要とする人など様々な立場に置かれた人への配慮が防災対策では重要な要素となっています。

男女共同参画に関する市民意識調査では、災害時に性別・年齢の違いや多様性に配慮した対応をとるために日頃から必要なこととして、日頃から性別にかかわらず多様な人が協力して地域活動に取り組むことや、性別にかかわらず多様な人が多く参加する防災訓練の実施といったことが男女ともに高い回答率になっています。

今後とも男女共同参画の視点を持って、性別に配慮した備蓄品の充実や避難所における設備、衛生環境や供給体制の整備、性犯罪発生防止等の備えが必要です。

#### ■ 災害時に性別・年齢の違いや多様性に配慮した対応をとるために日頃から必要なこと (男女共同参画に関する市民意識調査)



## 施策① 防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災対策を進めため、地域における女性活躍の促進や、防災に関する情報提供を行うことにより、地域防災力を高めます。

No.	取組	内容	所管課
60	自主防災組織における女性役員登用の啓発・促進	自主防災組織の結成を促進するにあたり、女性役員の登用を啓発・促進します。 自主防災訓練指導者養成講座において、女性の防災リーダーを養成します。	危機管理防災課
61	防災に関する啓発	パネル展や講演会により防災に関する知識の普及等の啓発を行います。	危機管理防災課
62	防災に関する情報の発信	防災マニュアルや災害ハザードマップなど、防災・減災に関する情報について、ホームページや三郷中央におどりプラザ内「男女共同参画情報コーナー」において、情報提供を行います。	危機管理防災課

## 施策② 多様なニーズに応える防災対策

女性や要配慮者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄や、避難所運営マニュアルの更新を行います。

No.	取組	内容	所管課
63	防災備蓄品の充実	多様なニーズに即した防災用品の備蓄の充実を図ります。	危機管理防災課
64	避難所運営における男女共同参画の推進	「避難所運営マニュアル」等に女性専用居住スペースを設け、年齢・性別に関係なく安心して避難所生活を過ごせる内容を盛り込み、周知を図ります。	危機管理防災課



# 第5章

計画の推進と進行管理



# 1 計画の推進体制の充実

## (1)市民や団体、事業者、関係機関と行政との協働・連携

男女共同参画に関わる取組は、広範・多岐にわたることから、実効性を高め、着実に進めていくためには、市民や事業者等と連携した取組が重要です。

このため、市民・事業者等に対し、男女共同参画に関わる情報提供や啓発活動を行い、様々な場面で男女共同参画の実現に向けた取組が広がるよう創意工夫を重ねることが求められます。

また、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するにあたり、市・市民・事業者等と協働・連携し、様々な分野で主体的に役割を果たしていくことを目指します。

## (2)庁内における計画推進体制

### ①三郷市男女共同参画審議会

三郷市男女共同参画審議会は、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」に基づき設置された組織です。計画の推進状況を報告・点検するとともに、男女共同参画に関わる意見や提言を求め、男女共同参画の取組に活かします。

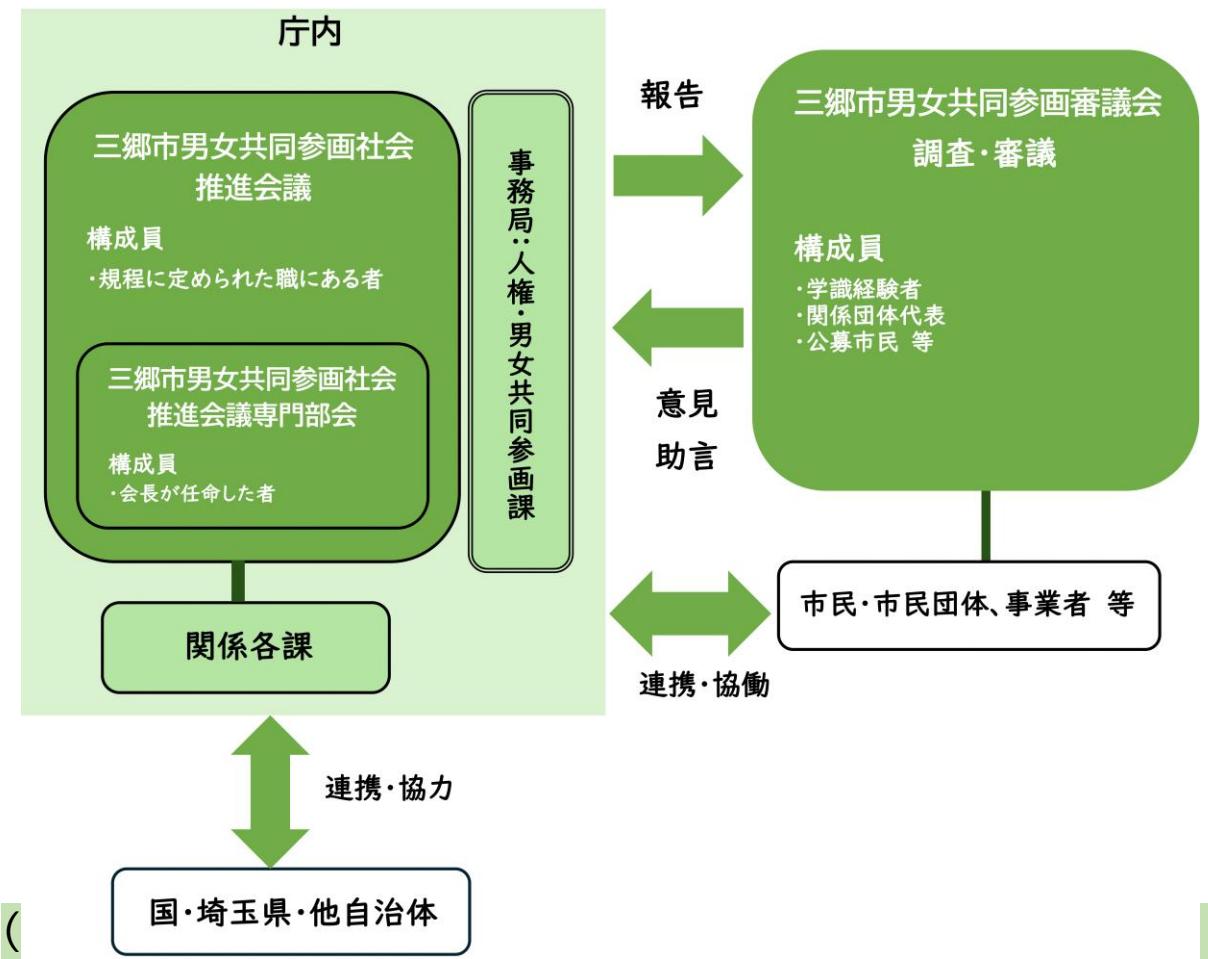
### ②三郷市男女共同参画社会推進会議を中心とした取組

主に男女共同参画に関連する部課長等を構成員として、第6次プランに定める施策全体の総合的な展開や各事業の調査研究、進行管理を行い、男女共同参画の取組に活かします。

### ③男女共同参画社会の実現に向けた職場づくり

女性職員の能力が十分に発揮されるよう、女性の登用・職域拡大を行います。また、ワーク・ライフ・バランスやキャリアデザイン、男性職員の育児・介護休暇取得の促進、ハラスメント防止など、全ての職員がいきいきと働き、仕事や家庭・地域活動等を両立できる職場づくりを目指します。

■ 本市の男女共同参画推進（進行管理）体制



男女共同参画に関する取組の一層の推進を図るため、国や埼玉県の計画、方針等について情報収集に努め、本市における取組の充実を図ります。

また、広域的な取組が必要な事項について、国や埼玉県に働きかけを行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図ります。

## 2 計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、総合的に推進していくために、P D C Aサイクルによる進行管理を行います。

また、三郷市男女共同参画社会づくり条例第22条に基づき、男女共同参画社会づくりに関する施策の実施状況等について、具体的な数値や成果を示した報告書を作成・公表し、三郷市男女共同参画審議会へ報告します。

